

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠です。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、学校における働き方改革の推進、科学技術系人材を育成するための理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進、高等学校改革の推進、教科書の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、道徳教育の充実、人権教育の推進、子供の健康と安全の確保、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導体制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり、少子化に対応した活力ある学校づくりの推進、夜間中学の設置・充実の促進及び幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実など、様々な施策を実施しています。

第1節

学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものであり、これまで、おおむね10年ごとに改訂してきました。令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視しています。その上で、子供たちの「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指しています。

1 学習指導要領について

近年、情報技術の急激な進展を背景とした人工知能（AI）の飛躍的な進化やグローバル化の進展などに伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。一人一人の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

このような時代において、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成するため、平成28年12月の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえ、29年から31年に学習指導要領等の改訂が行われました。この学習指導要領等は、幼稚園では平成30年4月から、小学校では令和2年4月から、中学校では3年4月から全面実施され、高等学校では4年4月から年次進行で実施されています。また、特別支援学校についても、幼・小・中・高等学校学習指導要領等に合わせて実施されています。

（1）学習指導要領の基本的な考え方

①「社会に開かれた教育課程」の実現

学習指導要領では、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。そのためには、学校が社会と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠です。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。そこで、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性について記述しました。

②「何ができるようになるか」を明確化

「社会に開かれた教育課程」を実現する観点からも、「何のために学ぶのか」という学習の意義について、各教科等で育成を目指す資質・能力という形で、できるだけ分かりやすく示すことが重要です。学習指導要領では、「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等の指導を通して子供たちに育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として示しました。全ての教科・科目等の目標及び内容も、この資質・能力の三つの柱で再整理しています。

③「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

こうしたこれからの時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善を図っていくことが必要です。学習指導要領において、学びの質を高めていくための授業改善の視点として示しているのが、「主体的・対話的で深い学び」です。「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、子供たちが考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で行っていくことが重要です。

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育課程は学校におけるあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から学校の組織運営がなされる必要があります。このことを踏まえ、学習指導要領では、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるものとするということについて次の三つの側面を示しました。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること

- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること

各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組むことが重要です。

⑤教育内容の主な改善事項

(ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、学校という場において子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく必要があります。学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

(イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供を増やしていくことや子供の才能を見いだし伸ばしていくことが重要です。学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上させることとしています。

(ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

(エ) 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

これを踏まえ、文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、授業動画等を掲載する「道徳教育アーカイブ」の充実を図っています。

(オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や自然の中での集団体験活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

(カ) 外国語教育の充実

学習指導要領では、外国語教育の更なる改善・充実のため、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）別の目標を設定しています。

小学校では、中学年から外国語活動を行い、「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の音声面を中心とした三つの領域を学習しています。この外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて「読むこと」「書くこと」を加え、教科として学習を行っています。中学校では、小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指しています。生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、高等学校と同様に、授業を英語で行うことを基本としています。また、高等学校では、五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、「英語コミュニケーションⅠ」を共通必修科目とするとともに、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

(キ) 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

(ク) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、子供たちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領等に基づいて行っているものです。

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置づけられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解が更に進められました。

学習指導要領においては、小・中学校の社会科において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしているとともに、小学校の音楽科において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。加えて、小・中・高等学校の特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。

また、平成30年4月から実施されている幼稚園教育要領においては、「国旗に親しむ」ことに加え、国歌などに親しんだりすることを新たに規定しています。なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針においても幼稚園教育要領と同様の内容が定められました。

文部科学省では、引き続き、全ての学校において学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関

する指導が一層適切に行われるよう指導することとしています。

(2) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組

学習指導要領の理念を確実に実現するためには、その趣旨を広く周知するとともに、その実施に必要な人材や予算、時間、情報、施設・設備といった資源をどのように整えていくのかという条件整備等が必要不可欠です。

文部科学省では、趣旨の周知・徹底の取組として、文部科学省主催の説明会の開催や各都道府県教育委員会等が開催する説明会への講師の派遣、各教科等の改訂のポイントを解説する動画の作成などを行っています。

また、保護者や地域の方々、産業界等を含め多くの方と学習指導要領の趣旨・内容を広く共有するための周知・広報活動も行っています。

そのほか、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言など一つ一つの施策に引き続きしっかりと取り組むとともに、学校や教師の業務の役割分担や適正化による業務負担の軽減や、教職員定数の改善や外部人材の活用を通じた学校の指導・事務体制の効果的な充実を図るなど、学習指導要領の着実な実施に取り組んでいます。

また、令和3年1月に中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。中央教育審議会に取りまとめられた答申を踏まえ、文部科学省において学習指導要領等との関係を整理した参考資料を公表しています。

さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について、令和3年7月から開催している有識者会議において、同12月に論点整理が取りまとめられ、それに沿って、引き続き専門的な検討が進められています。

(3) 教育課程の改善等に向けた取組

文部科学省では、今後の教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校制度を設けています。この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定した上で、現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法等を開発していこうとするものです。

これまでの研究開発の成果は、学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会における審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされてきています。例えば、平成29・30年の学習指導要領改訂においても、育成を目指す資質・能力、小学校における外国語教育、高等学校における新設科目である「歴史総合」、「公共」などに、その研究成果が活用されています。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める「教育課程特例校」制度を設けています。さらに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資する教育をより効果的に実施するため、総枠としての年間授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成して教育を実施することができる「授業時数特例校制度」を令和3年7月に創設し、令和4年度から指定を開始しました。

2 我が国の子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」、「OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」に参加しています。これらの調査結果を踏まえ、世界トップレベルの学力・学習意欲等を育むための取組を一層推進することが重要です。

（1）全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。

この調査は、1. 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、2. 学校における個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、3. 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善を確立することを目的として実施しています。教科は国語と算数・数学で、平成24年度、27年度、30年度及び令和4年度調査では理科、平成31年度（令和元年度）調査では中学校で英語を実施しました。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問紙調査も行っています。加えて、令和3年度は、経年変化分析調査及び保護者に対する調査も実施しました。経年変化分析の結果からは、新型コロナウイルス感染拡大前の平成28年度と令和3年度を比較すると、国全体として見ると、国語については、児童生徒の学力の変化は見られませんでした。算数・数学については、若干学力が向上しているとも解釈でき、次回以降の調査結果も併せて分析することとしています。

文部科学省及び国立教育政策研究所では、令和3年度において、調査結果を踏まえた教育指導の充実や学習状況の改善に向けた取組への支援として、1. 設問ごとに分析結果や指導改善のポイントを示した「報告書」の作成、2. 課題が見られた事項について、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう授業のアイデアの一例を示した「授業アイデア例」の作成、3. 調査結果を活用した指導改善に向けた説明会の開催、4. 都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うための学力調査官等の派遣、5. 教育委員会・学校における調査結果を活用した優れた学校改善の取組事例の収集・普及、6. 調査結果を活用した専門的な追加分析などを行っています。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化（Computer Based Testing）については、ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な観点から検討を行い、令和3年7月に「最終まとめ」を取りまとめました。本「最終まとめ」を踏まえ、6年度からの順次CBTの導入に向けて、3年度以降、試行・検証に取り組むこととしています。

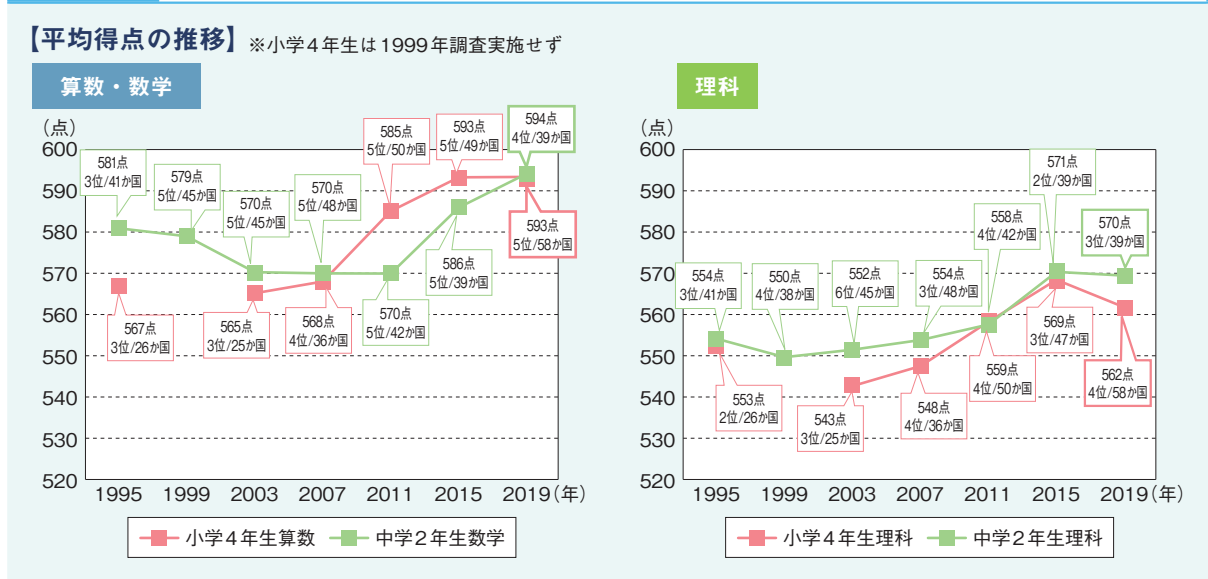
（2）国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）

国際教育到達度評価学会（IEA）では、児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、小学校4年生、中学校2年生を対象として「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）」を4年ごとに実施しています。

2019（平成31）年調査における教科調査の結果では、日本は、前回調査と比べ、小学校理科の平均得点が有意に低下しているものの、国際的に見て引き続き上位に位置していることが明らかになりました（図表2-4-1）。質問紙調査について、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、前回調査と比べ、小学校・中学校いずれも増加し

ていますが、小学校理科以外ではその割合が国際平均を下回っているなどの課題もあります。文部科学省では、児童生徒の学力・学習意欲の更なる向上に向け、学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、理数教育の充実、情報活用能力の育成のための指導の充実等に取り組んでいくこととしています。

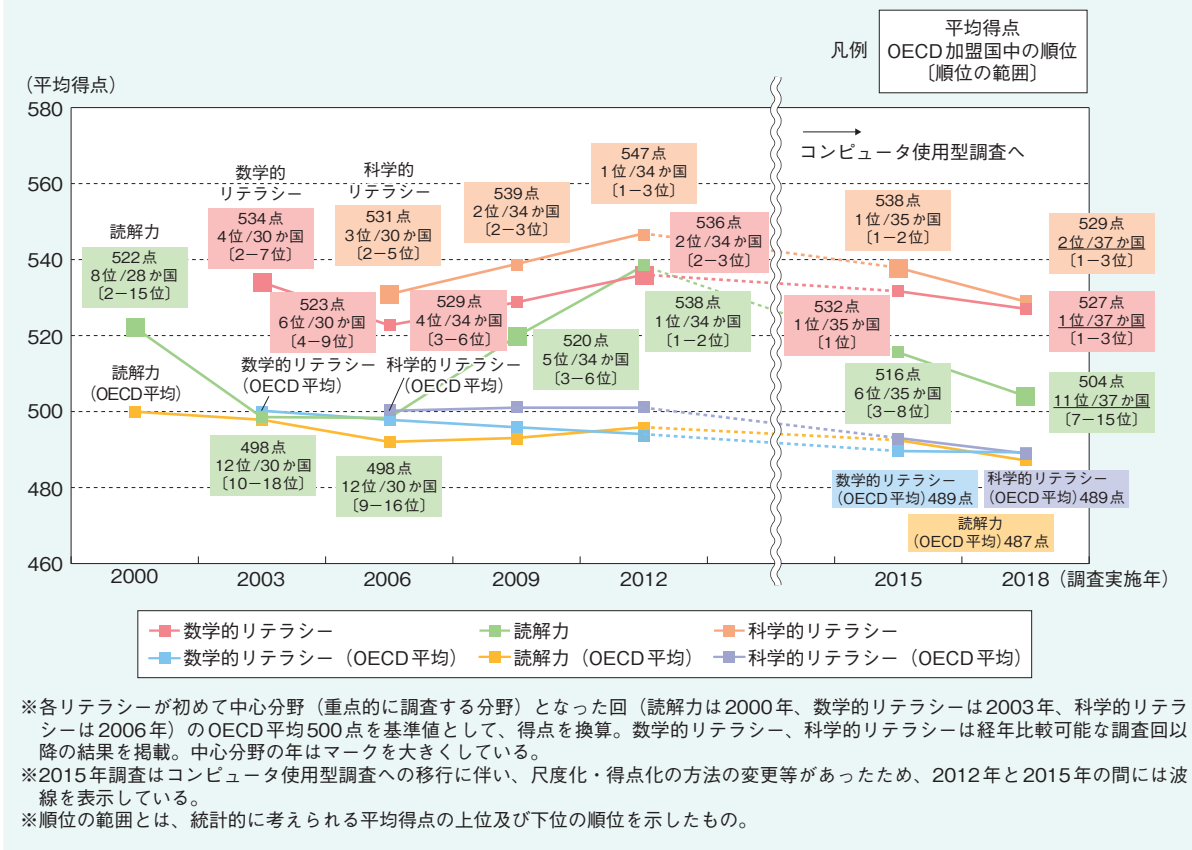
図表 2-4-1 TIMSS 平均得点及び順位推移



(3) OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA : ピザ)

OECDでは、義務教育修了段階の15歳児（日本は高等学校1年生）が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査 (PISA)」を実施しています。調査は、2000（平成12）年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われています。前回の2015（平成27）年調査から、従来の筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しました。2018（平成30）年調査の結果からは、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーにおいて、国際的に見ると前回調査に引き続き、平均得点が高い上位グループに位置していることが分かりました。一方、読解力は、OECD平均よりも高得点のグループに位置するが、前回調査と比較すると、平均得点が有意に低下しています（図表 2-4-2）。読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的良かった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信憑性を評価する問題などがありました。また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業でのデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位でした。文部科学省では、PISAにおける課題に対応した学習指導要領を着実に実施し、読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図るとともに、学校ICT環境整備の加速化に向けた取組などを推進することとしています。

図表 2-4-2 PISA平均得点及び順位の推移



第2節 学校における働き方改革の推進

教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教員勤務実態調査（平成28年度）の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。教育を支える教師の長時間勤務の是正は待たないであり、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならないことです。

こうしたことを踏まえ、平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」という。）が取りまとめられました。

この答申も踏まえ、文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするため、学校における働き方改革に取り組んでいます（図表2-4-3）。

図表 2-4-3 公立学校における働き方改革の推進



公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正 (令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行)

①公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
②休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進
(文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理)

少人数学級の推進	小学校高学年における教科担任制の推進	支援スタッフの配置支援	部活動の見直し
<ul style="list-style-type: none"> 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書をとりまとめ 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進 	<ul style="list-style-type: none"> 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置） 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開 休日の運動部活動の令和7年度末までの地域移行や地域における受け皿の整備方策等について提言
教員免許更新制の発展的解消等	ICT環境の整備支援	学校向け調査の削減	全国学力・学習状況調査のCBT化
<ul style="list-style-type: none"> 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> GIGAスクール構想による個人学習や校内外ネットワーク環境整備 ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開 ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置） 	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ＆ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施 ※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件） 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

実施割合（R3.9.1時点）	都道府県	100%
	政令市	100%
	市区町村	85.9%

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校開庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ＆ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施
中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

学校における働き方改革は、何か一つをやれば解決するというものではなく、特効薬のない総力戦です。国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要です。文部科学省では学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、令和4年度に実施する勤務実態調査を行うまでの間を「働き方改革集中期間」として位置づけ、学校における働き方改革の一層の加速化を図り、着実に施策を展開しています。

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立について

学校における働き方改革の取組をさらに進めるための一つのきっかけとなるよう、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月4日に成立、同11日に公布され、「指針」は令和2年4月1日、一年単位の変形労働時間制は令和3年4月1日に施行されました（図表 2-4-4）。

図表 2-4-4 給特法改正法の概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要	
趣 旨	公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。
概 要	<p>○我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。</p> <p>○持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。</p> <p>○このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。</p>
1. 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】	<p>○夏休み等児童生徒の長期休業期間中の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。</p> <p>○学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする（※）。</p> <p>※改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。 ・その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】	<p>○公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。</p>
施行期日	<p>1. 一年単位の変形労働時間制の適用（第5条関係）については令和3年4月1日</p> <p>2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（第7条関係）については令和2年4月1日</p>

2 勤務時間管理の徹底と学校・教師の業務の適正化等

まず何よりも、客観的な勤務時間の把握は、働き方改革を進めていく上で必要不可欠なスタートラインであり、さらに、労働安全衛生法等の改正により、タイムカードなどの客観的な方法等による労働時間の状況の把握が公立学校を含む事業者の義務として法令上明確化されました。「指針」においても、在校等時間はできる限り客観的な方法により計測することとされています。

文部科学省としては、地方自治体に対して指針を踏まえた勤務時間管理の徹底を求め、客観的な勤務実態の把握を前提に教職員加配や外部人材等の配分をするとともに、進捗状況等のフォローアップや事例等の情報発信を行うこと等を通じて、全国すべての学校において客観的な方法による勤務時間把握が行われることとなるよう、政策を総動員して取り組んでいくところです。

また、学校における働き方改革を進めるためには、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変え、教師でなければできないことに教師が集中できるよう業務の適正化を図っていく必要があります。

答申において、「教師でなければできない業務とは何か」という視点から、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の在り方に関する考え方（図表 2-4-5）が示され、文部科学省、教育委員会等、各学校はそれぞれこの考え方も踏まえた業務の適正化に向けた取組が求められています。

特に、文部科学省には、社会全体に対し、何が教師本来の役割であるのかというメッセージを発信し、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことが求められており、文部科学大臣メッセージの発信や、学校における働き方改革の趣旨・目的等を分かりやすくご理解いただくための公式プロモーション動画の作成などに取り組んできたところです。

各教育委員会には、各地域で発生する業務について誰が担うべきかの仕分けや学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築等が、各学校には、校長による業務の大胆な削減や教職員一人一人による業務見直しの機会の設定等が求められています。

さらに、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないようにするため、労働安全衛生の観点から必要な環境を整備することも必要です。教師が心身ともに健康に教育に携われるよう、労働安全衛生体制整備やストレスチェックの実施、教職員の意識改革に向けた研修や人事評価等も求められています。

加えて、学校においては、学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するのかという学校マネジメントが益々重要になっています。また、主幹教諭や指導教諭等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮する組織運営や、ミドルリーダーによる若手支援、事務職員の活躍に加え、校内委員会・校務分掌の整理統合や管理職のマネジメント能力向上など、学校の組織体制の在り方についての見直しも求められています。

図表 2-4-5 学校・教師が担ってきた代表的な業務の考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

3 改革サイクルの確立

答申においては学校における働き方改革を進めるために、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、設置者、校長などの管理職、一人一人の教職員が、自らの権限と責任に基づき、それぞれの立場で取り組むべきことが指摘されています。これを踏まえ、文部科学省から教育委員会等に対して、平成31年3月18日に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」通知をし、各学校における業務改善及び勤務時間管理等の一層の促進に向けて、教育委員会や学校に対して取組を促してきましたが、この働き方改革が各教育委員会や学校において自走していく仕組みが重要です。

そのためにも、各教育委員会等における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促進するため、平成30年度までの「教育委員会における学校の業務改善取組状況調査」を抜本的に見直し、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を令和元年度から新たに実施し、令和3年度についても12月に公表しました。教育委員会や学校現場においては、新型コロナウイルス対応に追われることとなりましたが、客観的な方法による勤務実態の把握を実施している自治体は86%となり、令和2年度と比較すると、実施割合が全国平均で約15%伸び、適正な勤務実態の把握が全国的に進んできています。一方で、客観的な勤務実態の把握は、法令上義務付けられており、かつ、働き方改革のスタート地点でもあるため、一刻も早く全国すべての都道府県・市区町村において行われるよう、引き続き、進捗状況等をフォローアップしていきます。また、「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査等

に係る留意事項について」(令和4年1月28日付け 初等中等教育局長通知)では、各教育委員会及び各学校において、調査結果等を踏まえ、十分に進んでいない取組等を検証することや、特に留意いただきたい事項として、勤務時間管理の徹底等、働き方改革に係る取組状況の公表等、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化の推進、学校行事の精選や見直し等、ICTを活用した校務効率化、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)活用、部活動改革について通知しました。

また、各教育委員会から提供のあった好事例を中心に、「学校における働き方改革～取組事例集～」を令和2年2月に公表しました。令和3年3月には「全国の学校における働き方改革事例集」を作成し、全国の学校から集めた事例を、削減目安時間を記して分野ごとにまとめました。また、本格的に始まったGIGAスクール構想に伴い、教職員のICT環境も大幅に整備が進むことを想定し、ICT環境を活用した校務効率化の例についても紹介しました。令和4年2月には、本事例集に事例を追加したほか、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像を作成・公開しました。(図表2-4-6)

本事例集を含め、教育委員会や学校現場において取り組まれている働き方改革に向けた優良事例を広く展開し、教育委員会や学校における実践につなげるため、「学校の働き方改革フォーラム～優良事例大集合! 広げよう実践の輪～」を令和2年1月から開催しており、令和3年3月、令和4年2月についても、より広く学校現場や教育委員会で具体の取組の参考となるよう、文部科学省公式YouTube等でその様子を公開しました。

今後もこれらの情報を継続的に発信し、進捗状況等をフォローアップするとともに、好事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における積極的な取組が着実に進むよう「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。

図表 2-4-6 全国の学校における働き方改革取組事例集

「改訂版全国の学校における働き方改革事例集」について

「全国の学校における働き方改革事例集」を全体的に改訂し、令和4年2月に公開。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集を組み、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も併せて公開。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例を削減時間目安とともに紹介。トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介。

■Part1

学校レポート
わたしたちの
働き方改革

1

■ドキュメンタリー映像は以下のQRコードから

ゼロから始める! ICTを活用した校務効率化

【小学校編】

教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ

【中学校編】

■Part2

事例で知る
業務改善の
具体的方法

2

■Part3

明日からできる
グループウェア
活用法

3

※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

Part2では、分野別の取組事例とともに、約60の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教員業務支援員の有効活用のためのコラムなどもイラストで紹介。

Part3では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。

改訂版 全国の学校における働き方改革事例集文部科学省

4 学校における条件整備

学校における働き方改革が実効性あるものとするためには、こうした取組に加えて教育条件の整備が重要であり、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、令和4年度予算において、小学校における35人学級の計画的整備や高学年の教科担任制の推進等の教職員定数の改善をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教員業務支援員、中学校における部活動指導員の配置などの外部人材の活用等、学校における働き方改革推進事業などに必要な予算を計上しています*1。特に、令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策のために全国的に配置が進んだ教員業務支援員については、消毒作業のみならず、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等を担い、教師の業務負担の軽減に大きく資するものであり、令和4年度予算においては前年度当初予算に比べて6億円の増額となっています。

5 更なる検討

学校における働き方改革にも資する部活動改革も重要です。答申等において、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされたことや、少子化のなかで、これまでのように学校ごとに各種のスポーツ競技や文化活動に関する部活動を維持することが困難になっていることを踏まえ、これらの活動の持続可能性のためにも、部活動改革に向けた具体的検討を進めているところです。

こうした検討も含め、まずは教師でなければできないことに教師が集中できるよう、働き方改革の強力な推進により業務を縮減し、その成果を社会に示しつつ、令和4年度に教師の勤務実態調査を実施し、その結果などを踏まえながら、教師に関する勤務環境について、いわゆる給特法などの法制的な枠組みを含め検討を行う必要があります。文部科学省として引き続き、しっかりと取り組んでいきます。

第3節

科学技術系人材を育成するための理数教育の推進

1 理数好きな子供の増加につながる取組

文部科学省では、理数教育を着実に実施するため、教員によって負担の大きい実験の準備・調整等の業務を軽減するための理科観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めています。

科学技術振興機構では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等を通して女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」等の取組を実施しています。

2 子供の才能を見だし伸ばす取組の充実

文部科学省では、平成14年度から、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スー

*1 参照：第2部第4章第12節

パーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し、科学技術振興機構を通じて支援を行うことで、生徒の科学的な探究能力などを培い、将来の国際的な科学技術人材の育成を図っています。令和4年度においては、これまでの成果を基にSSHの取組を展開・普及することを主な目的として新たに導入した「認定枠」も含め、全国217校の高等学校等が特色ある取組を進めることとしています。

科学技術振興機構では、平成29年度から、理数分野で特に突出した能力のある小中学生を対象に、その能力の更なる伸長を図るため、特別な教育プログラムを提供する大学等を「ジュニアドクター育成塾」において選定し、支援しています。また、平成26年度から、意欲・能力のある高校生等を対象に、国際的な科学技術人材を育成するプログラムの開発・実施を行う大学等を「グローバルサイエンスキャンパス」において選定し、支援しています。

さらに、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学等における筆記・実技の総合力を競う場として、中学生を対象とした「第9回科学の甲子園ジュニア全国大会」が各都道府県会場で分散開催され、東京都代表チームが優勝しました。また、高校生等を対象とした「第11回科学の甲子園全国大会」が各都道府県会場で分散開催され、東京都代表の筑波大学附属駒場高等学校が優勝しました。

このほか、科学技術振興機構では、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国際科学オリンピックの国内大会の参加者数は、令和3年度は1万8,289人となっています。同年度の国際科学オリンピックの日本代表選手は、金メダル7個、銀メダル14個、銅メダル10個の合計31個のメダル等を獲得しました^{*2}。

第4節

グローバル人材の育成に向けた教育の充実

初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、文部科学省では、小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

1 グローバル社会の中で特に求められる力

グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど「社会を生き抜く力」を身に付ける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティーなどを培っていくことが、一層重要になってきます。

これらを踏まえ、文部科学省では以下に述べるように小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組むとともに、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

また、国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国の歴史や伝統文化、国語

^{*2} 国際地学オリンピックは、メダル相当の賞を授与

に関する教育を推進していくことも重要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

2 英語をはじめとした外国語教育の強化

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

文部科学省では、学校教育における取組として、学習指導要領の着実な実施を支える教育環境の整備に努めており、小学校中学年で始まった外国語活動に対応する教材“Let's Try!”を作成し、児童用冊子、教師用指導書、デジタル教材を希望する全ての学校に配布しました。中学校についても、学習指導要領で新たに盛り込まれた指導項目に対応するための教材“Bridge”を作成し、希望する全ての学校に配布しました。

また、令和元年度から、小学校教師や中・高等学校の英語担当教師の指導力・英語力向上のため、無理なく持続可能な形で教師が専門的な研修を受講できるようオンライン形式の研修を実施しています。さらに、現職の小学校教師が中学校教諭免許状を取得できる免許法認定講習を開設しています。加えて、一定の英語力を有し、質の高い外国語教育を行う専科教員を確保するため、令和4年度予算において、令和3年度に引き続き、加配定数（3,000人）を盛り込みました。

こうした取組に加え、文部科学省は、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進しています。本プログラムは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与することを目的としています。本プログラムの外国語指導助手（ALT）として活躍する参加者は、児童生徒が実際に外国語でコミュニケーションをする機会の充実に貢献しています。さらに、平成28年度からは、市町村におけるJET-ALTの生活支援、緊急事態対応や学校との連絡調整等の業務を担う「JETプログラムコーディネーター」の活用に対する支援も行っています。

このほか、学習指導要領を踏まえた小・中・高等学校の授業実践例や学習指導要領のポイントをまとめた動画を、文部科学省のYouTubeチャンネル「mextchannel」に掲載するなど、授業改善に向けた支援を行っています。

また、英語以外の外国語について、学習指導要領に基づいたカリキュラムの研究や研修等を支援する「グローバル化に対応した外国語教育推進事業」を実施しています。

3 高校生の国際交流

（1）高校生留学の促進等

第3期教育振興基本計画において、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

具体的には、自治体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、令和4年度は1,360人の高校生を対象に、

実施する予定です。

また、都道府県における高校生留学を推進するため、国際交流や留学への関心を喚起するための啓発活動、教員向けの研修、留学に関する各種相談や関係機関との調整等に対応する留学支援員の配置などを支援し、留学への機運醸成に取り組んでいます。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学が難しい状況が続いています。このことを踏まえ、文部科学省では、各地方公共団体や高等学校等におけるオンラインでの国際交流事例を広く収集し、生徒の異文化理解や国際的視野の涵養に資する取組として、文部科学省ウェブサイトにおいて紹介しています。

このほか、著名な科学者による講義や他国からの参加高校生との交流を深めることを目的とする「オーストラリア科学奨学生（ハリー・メッセル国際科学学校）事業」に高校生を派遣するための選考及び支援を行っています。同事業は、オーストラリア・シドニー大学内物理学財団が隔年で約2週間にわたり実施するものです。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度はオンラインの開催が予定されています。

（2）外国人高校生の受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ステップアップ事業」を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

また、平成30年度から、アジアで日本語を学ぶ高校生を日本全国の高等学校に招へいする「アジア高校生架け橋プロジェクト」を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響も受けましたが、19か国より249名の高校生が6か月間、ホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めました。

4 高等学校におけるグローバル人材育成の取組

本章第6節 ②（2）を参照。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、IB機構が提供する教育プログラムであり、国際的に活躍できる人材を育成する上で優れたプログラムとして評価されています。IBの教育理念や手法は、学習指導要領の目指す方向性と軌を一にするものであり、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適しています。

IBには、生徒の発達段階や目的に応じて、いくつかのプログラムがあります。高校レベルに相当するディプロマ・プログラムは、2年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を収めることで、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）を取得できます。この資格は、世界の主要な大学の入学者選抜などで広く活用されています。

IBの導入が進むことによって、日本の生徒の進路・進学先が国内だけでなく海外の大学等に拡大するなどの生徒の進路の多様化や、IBの特徴的な手法やカリキュラムが日本の初等中等教育における好事例となり、その質の向上も期待されます。政府は、2022年度までに日本のIB認定校等を200校以上に増加させる目標を掲げて、IBの普及拡大に取り組んで

います。令和4年3月現在でIB認定校等は175校となっています。

文部科学省では、平成30年度より「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」*³を設立し、情報共有等を行うためのプラットフォームを構築しています。この枠組みを活用し、IBの導入を検討している学校、教育委員会等の支援や、IB教員養成、大学入学者選抜におけるIB資格やその成績の活用促進などのIBの普及に取り組んでいます。(令和4年3月現在、IBを活用した大学入学者選抜を導入している国公立大学は68大学(「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」調べ))

6 在外教育施設における教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人が子供を海外に同伴しており、在外教育施設(日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設)における教育の充実等を通じて、こうした子供たちの教育を受ける機会を保障することが重要になっています。令和2年4月時点では、日本人学校に通う子供は約1.7万人、補習授業校に通う子供は約2.2万人でした。令和3年4月時点、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本人学校に通う子供については約1.5万人、また、補習授業校に通う子供も約1.9万人と減少しています。

文部科学省では、在外教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校への教師派遣、義務教育教科書の無償給与、教材整備、通信教育の支援等を実施しています。

日本人学校や補習授業校への教師派遣については、日本国内の小中学校等の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、将来日本国内で正規採用教諭を目指す方をプレ派遣教師として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教師の一層の確保に努めています。新規に派遣する教師については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、現地の防疫・医療体制が構築されているなど派遣教師が安全・安心に渡航できると考えられる国・地域から、順次派遣しています。令和3年度に新規に派遣する教師は、4月当初に9割以上を、6月までにはそのほとんどを派遣することができました。令和3年度は現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師合わせて1,331人が、53か国1地域に所在する在外教育施設の教育に従事しました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により在外教育施設に生じた様々な課題に対応し、国内と同様に児童生徒の学びの保障を図り、非常時でも途切れない教育体制を強化するために、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、在外教育施設における高速無線LANの整備や感染症対策の取組に対する支援に係る費用を補助するため、令和3年度補正予算において必要な経費を措置しています。

このほか、文部科学省では令和3年6月に「在外教育施設未来戦略2030」*⁴を策定しました。これまで文部科学省では、平成28年に取りまとめた「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」に基づき、派遣教師の確保や在外教育施設による先進的プログラムの実施支援を行ってきましたが、在外教育施設を取り巻く環境が大きく変化し、国内において「令和の日本型学校教育」に向けた議論が展開される中、「在外教育施設の今後の在り方に関する検討会」を設置し、2030年における海外の子供に対する教育の在るべき姿の実現に向けた方策について、関係者からのヒアリングも行いながら、ポスト・コロナ時代の在外教育施設の果たすべき役割や施策の方向性を明確化しつつ、国家戦略としての海外の子供への教育支援方策を具体化するために策定しました。本戦略においては、在外教育施設における「国内と同等の学びの環境整備」とともに、「在外ならではの教育の推進」を車の両輪に在外教育施設へのニーズが多様化していることを踏まえ、「選ばれる在外教育施設づくり」を最優先課

*³ 参照：<https://ibconsortium.mext.go.jp>

*⁴ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980_00001.htm

題に位置づけることとしています。具体的には、グローバル人材育成などに向けた先導的な特色ある研究開発の支援や「在外教育アドバイザー」による教育・運営に対する指導・支援、日本人学校に対する派遣教師数の増加など様々な支援方策を盛り込んでいます。本戦略に盛り込まれた支援方策を実現するため、令和4年度予算において必要な経費を措置しています。

加えて、文部科学省では令和3年度に、エビデンスに基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省との実証的共同研究の一環として、在外教育施設への派遣経験が教師の資質・能力等にどのような効果を与えるかを実証的に研究しました。在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析^{*5}により、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示されました。

また、外国における災害、テロ、感染症などに対応するため、在外教育施設派遣教師のための安全対策資料の作成などを行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設などと緊密な連携を図り、教職員や子供の安全確保に努めています。なお、海外子女教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ウェブサイト（通称「CLARINET：クラリネット^{*6}」）に掲載しています。

7 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

（1）公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

国際化の進展に伴って国境を越えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒に対する支援がより一層重要となっています。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、9,399人です。

また、日本に在留する外国人が令和3年末時点で約276万人と前年末と比べ減少しているものの、就労する外国人が令和3年10月末時点で約173万人と、過去最多を記録している中、公立学校に在籍する外国人児童生徒は令和3年5月1日現在11万4,853人であり、前年度と比べて6,038人増加しています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、令和3年5月1日現在5万8,353人（速報値）であり、平成30年度と比べて7,227人増加しています。さらに、令和3年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、前回調査と比べ減少しているものの、約1万人の外国人の子供が不就学の可能性があることがわかり課題となっています。

（2）帰国児童生徒・外国人の子供等への支援施策

こうした状況も踏まえ、帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。そのため、文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいます。

1. 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団

*5 参照：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html

*6 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

- 体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
2. 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施
 3. 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年4月～、高等学校段階：令和5年4月～）
 4. 公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善することとした
 5. 受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施
 6. 教職員支援機構により、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導法等を主な内容とした指導者養成研修を実施
 7. 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL^{*7}対話型アセスメント～DLA^{*8}～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
 8. 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の開発・普及
 9. 教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施
 10. 外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開

なお、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、中央教育審議会における、新しい時代の初等中等教育の在り方についての議論において検討がなされ、令和3年1月26日に取りまとめられた答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれました。

第5節

キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

（1）初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結していま

*7 JSL (Japanese as a Second Language)：第2言語としての日本語

*8 DLA (Dialogic Language Assessment)：対話型アセスメント

す。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われてしています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、校種間の引き継ぎについて都道府県教育委員会等に周知しています。

また、

- ・チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中学校等における起業体験の推進
 - ・厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
 - ・キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発
- 等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しました。

（2）職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、4. 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立小学校では、多くの学校において職場見学が実施されています。公立中学校における職場体験は、令和元年度の実施率が97.9%と、ほとんどの中学校において実施されています。こうした職場体験を一過性の行事として終わらせることのないよう、学校における事前指導や事後指導の実践に当たっては、日常の教育活動と関連付けて職場体験の狙いや効果を高めることを目的とした実践にするなど更なる工夫が求められます。

公立高等学校（全日制及び定時制）における令和元年度のインターンシップ実施率は85.0%となっています。しかし、参加が希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、普通科においては26.5%、職業に関する学科においては71.7%、全体で39.9%となっており、参加率の向上が今後の課題となります。

2 職業教育の推進

(1) 専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。令和3年5月現在、専門高校の数は1,488校、生徒数は約53万人であり、高等学校の生徒数全体の約17.7%を占めています。また、生徒の進路状況は、令和3年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約22.0%、専門学校などへの進学者約25.3%、就職者約50.2%と多様です。

(2) 専門高校における教育内容の充実

①学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けた取組

令和4年度から年次進行で実施している高等学校学習指導要領の職業に関する教科については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善しています。また、職業人に求められる倫理観に関する指導を引き続き重視するとともに、教科の特質に応じて、六次産業化など経営感覚の醸成に関わる内容、技術の高度化や情報技術の進展に対応する内容、環境保全に関する内容などを充実しています。文部科学省としては、今後も引き続き、高等学校学習指導要領の趣旨や内容についての説明や周知を図っていきます。

②特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

近年の科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技術は高度化し、従来の産業分類を越えた複合的な産業が発展しています。これに対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的で卓越した取組を行う専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」に指定し、実践研究を行っています。

また、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施しています。職業教育を主とする専門学科では、本事業のプロフェッショナル型において、専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを専門教科・科目を含めた各教科・科目等の中に位置づけ、体系的・系統的に学習するカリキュラム開発を実施しています。

成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となり、地域の持続的な成長を牽引する、最先端の職業人育成推進のため、令和3年度よりマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）を実施しています。

(3) 専門高校活性化に資する取組

①全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催しています。令和3年度は埼玉県において開催し、産業教育の魅力をオンラインで全国に発信するフェアとなりました。なお、令和4年度のフェアは青森県で開催します。

②教員研修の充実

教職員支援機構等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員などを対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修などを行っています。

③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づいて、必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

令和2年度第3次補正予算では、専門高校において即戦力として期待される地域の産業界を牽引する職業人育成を進めるため、全国の国公立の専門高校等を対象として、最先端のデジタル化に対応した大型の産業教育装置の整備に必要な費用の一部を、特例として国が緊急的に補助するため274億円を計上しており、令和3年度も引き続き補助を実施しました。

(4) 専修学校高等課程（高等専修学校）における取組

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かして社会的要請に弾力的に応える教育を行うことにより、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、不登校や中途退学を経験している生徒、発達障害のある生徒等、支援が必要な生徒を受け入れる学校も多く、その社会的・職業的自立に向けて積極的に対応しています。

同課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが期待されています。

3 高等学校卒業後の就職の状況

高校生の就職については、令和3年3月新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は97.9%（令和3年3月末現在）となり、前年同期から0.2ポイント減少しました。

卒業までに就職に至らなかった生徒も数多く存在し、それらの生徒は、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続してきました。

文部科学省では、学校とハローワークが連携した就職支援を促すなど、厚生労働省・関連経済団体等と連携して、高等学校卒業者の就職支援に取り組んでいます。

第6節 高等学校改革の推進

1 高等学校教育をめぐる現状

高等学校への進学率は、約99%まで上昇する等、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供達が進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしています。特に、選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられる等の状況を踏まえると、高等学校においては、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められます。

一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化する中、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化しています。また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、人工知能・IoT

等の技術革新の急速な進展による Society5.0 の到来など、大きな社会変化が予測されています。

こうした状況の中、これからの高等学校には、Society5.0 を生き抜くための力や能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を提供できる人材、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域を分厚く支える人材を育成していくことが求められています。

2 新時代に対応した高等学校改革

(1) 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革について

こうした背景を踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に新時代に対応した高等学校教育の在り方を含む「新時代の初等中等教育の在り方について」諮問が行われ、中央教育審議会に「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループでは、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方、地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方、時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方について、審議が進められ、令和2年11月13日に「審議まとめ」が取りまとめられました。

また、令和3年1月26日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」においても、新時代に対応した高等学校教育の在り方について提言がなされました。

これらも踏まえ、文部科学省においては、令和3年3月31日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を公布し、高等学校の魅力化・特色化や、高等学校通信教育の質保証等の実現に向けて、所要の規定を整備しました。制度改革の主な内容は以下のとおりです。

- ・各高等学校の特色化・魅力化を実現するため、高等学校が「三つの方針」（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。加えて、高等学校は、当該学校における教育活動その他学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めること。また、普通科改革として、普通教育を主とする学科について、従来の普通科に加えて、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などの学科を設置可能とすること。
- ・高等学校通信教育の質保証に向けて、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化（通信教育実施計画の作成、同時に面接指導を受ける生徒数の明確化等）、サテライト施設の教育水準の確保（サテライト施設を通信教育連携協力施設として法的に位置づけること等）、主体的な学校改善の徹底（サテライト施設を含めた学校評価の充実、教育活動等の情報の公表等）に関する取組を行うこと。
- ・多様な学習ニーズへの対応のため、学校間連携制度の対象拡大、少年院の矯正教育の単位認定、単位制課程における教育課程の公表等を行うこと。

(2) 高等学校の特色化・魅力化に向けた取組

①新時代に対応した高等学校改革推進事業

上記の制度改革も踏まえ、令和4年度より、普通科改革や教科等横断的な学びに取り組む高等学校を支援しています。加えて、これらの学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する事業を実施しています。

②地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）

中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の

教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現する事業を実施しています。

③WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

Society5.0において共通して求められる力を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている事業を実施しています。

④地域との協働による高等学校教育改革推進事業

高等学校と自治体、高等教育機関、産業界等とが協働してコンソーシアムを構築し、高等学校における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、新たな時代を地域から分厚く支える人材の育成に資する教育課程等の改善のための実証的資料を得るため、地域人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を実施しています。

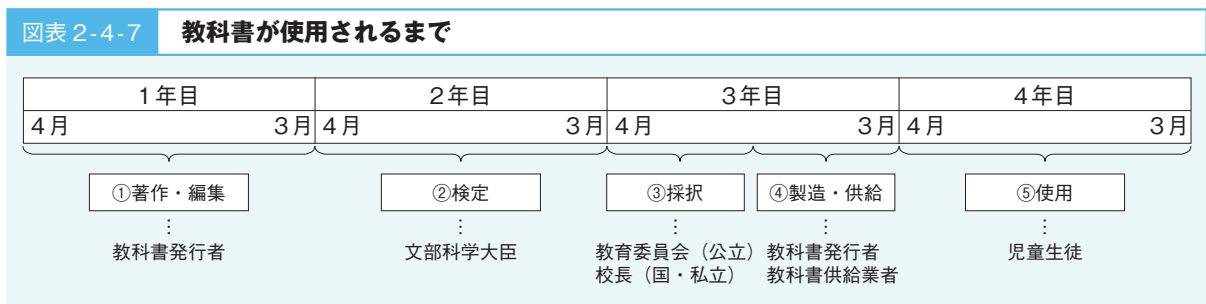
(3)「高校生のための学びの基礎診断」の仕組みの構築

平成31年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」制度の運用を開始しました*9。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握するツールの一つとして、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実などに活用されることにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

第7節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校などにおいては、教科書を使用しなければならないとされています。教科書は、次のような過程を経て、児童生徒の元に届けられ、使用されています（図表2-4-7、図表2-4-8）。



*9 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm

図表 2-4-8 高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小 学 校	検 定	○				○				○	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	○	○				○				
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		○	○				○		
		採 択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			○	○				○	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				○	○				○
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

○：検定年度
 △：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
 ○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
 ▲：前年度の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
 ●：「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度
 ※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。
 ※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度/令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。
 ※太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、1. 全国的な教育水準の維持向上、2. 教育の機会均等の保障、3. 適正な教育内容の維持、4. 教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、各分野の専門的な知見を有する教科用図書検定調査審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われています。

国民の教科書に対する高い関心に応え、教科書への信頼を確保するとともに、検定への一層の理解を得るため、検定結果の公開を行い、透明性の確保を図っています。令和3年度は、令和2年度に行った高等学校（主として低学年）用教科書の検定結果を公開しました。

令和4年度には、主に、平成29年及び平成30年に公示された学習指導要領に基づく、小学校用及び高等学校（主として高学年）用の教科書検定を行うこととしています。

2 教科書採択

教科書採択は、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。）では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校ではこれらの学校の校長の権限と責任により行われています。例えば、公立の小・中学校等において使用される教科書の採択は、都道府県教育委員会が設定した採択地区及び種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

そして、採択においては、教科書の内容に関する十分な調査研究を行う①とともに、静ひつな採択環境を確保すること②が求められます。また、採択権者は、教科書を採択

したときは、法令に基づいて、採択結果・理由等を公表するように努めること（③）が求められます。文部科学省では、各教育委員会に対して、採択の公正性・透明性の確保、調査研究のより一層の充実、採択事務のルール化などの採択手続の明確化、採択地区の適正規模化など、採択のより一層の改善に努めるように指導しています。

また、令和3年度には、平成30年に公示された学習指導要領に基づいて編集された高等学校（低学年）用教科書の初めての採択が行われました。

3 義務教育教科書無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、昭和38年度から「日本国憲法」第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として実施されています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科書であり、令和3年度には約463億円の予算が計上され、合計約1億冊の教科書が給与されました。

4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるような拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、令和3年度に使用される小・中学校用の検定教科書のほぼ全点について、標準規格に適合する拡大教科書が必要な児童生徒に供給されています（図表2-4-9）。また、児童生徒一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体等に対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。

このほか、発達障害等により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒に対しては、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材を提供できるよう、関係協力団体（大学・NPO法人等）に調査研究を委託し、成果物である音声教材を無償提供しているほか、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及推進のための会議を開催しています。

図表 2-4-9 拡大教科書の発行点数（令和3年度）

	点 数		拡大教科書 / 検定教科書
	拡大教科書	検定教科書	
小学校	305	305	100%
中学校	143	145	98.6%
高等学校	44	736	6.0%
合計	492	1,186	

5 学習者用デジタル教科書

令和元年度から、文部科学大臣の定める範囲で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるようになりました。その後、2年7月より「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」を開催し、本会議において、デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする基準を撤廃すべきとの提言がまとめられたことを踏まえ、当該

基準を見直すための告示改正を行い、3年4月1日に施行されました。

今後のデジタル教科書の在り方については、本会議において令和3年6月に取りまとめられた第一次報告により、「令和6年度をデジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として捉え」とされたところであり、現在中央教育審議会において、6年度の本格的な導入開始に向けて4年中に今後の在り方の結論を得るため、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ検討されています。

第8節

いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応

1 生徒指導上の諸課題

(1) 生徒指導の在り方

生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、学校のあらゆる教育活動の中で、それぞれの人格の健全な発達・成長を目指すとともに、現在及び将来における自己実現を図っていくために、児童生徒が自らを導いていく能力を育成すること、そして、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行われています。

一方、いじめの問題や少年による重大事件などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会などを通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題の実態把握に努めています。令和2年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約6万6,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約51万7,000件、いじめの重大事態の件数は514件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は約23万9,000人となっています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応を取るとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、警察・法務局・児童相談所等の関係機関の理解と協力を得て地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めていくことが重要です。

また、報道等において、学校における校則の見直しや校則に基づく指導に関し、一部の事案で、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと指摘がなされています。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、令和3年6月に「校則の見直しについて」（令和3年6月8日付け 文部科学省児童生徒課事務連絡）を各教育委員会等に発出し、校則の内容は、社会の常識や時代の変化等を踏まえ、校長の権限のもとで絶えず積極的に見直さなければならないことや、児童生徒が主体となって校則の見直しに取り組む学校や教育委員会の取組事例を周知しました。

さらに、文部科学省では、生徒指導上の諸課題の深刻化や「いじめ防止対策推進法」等の関連法規の施行等を踏まえ、令和3年6月より、学校・教員向けの生徒指導の基本書である「生徒指導提要」の改訂に向け検討を進めているところです。

(2) いじめ

「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)においては、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(第2条第1項)と定義されています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

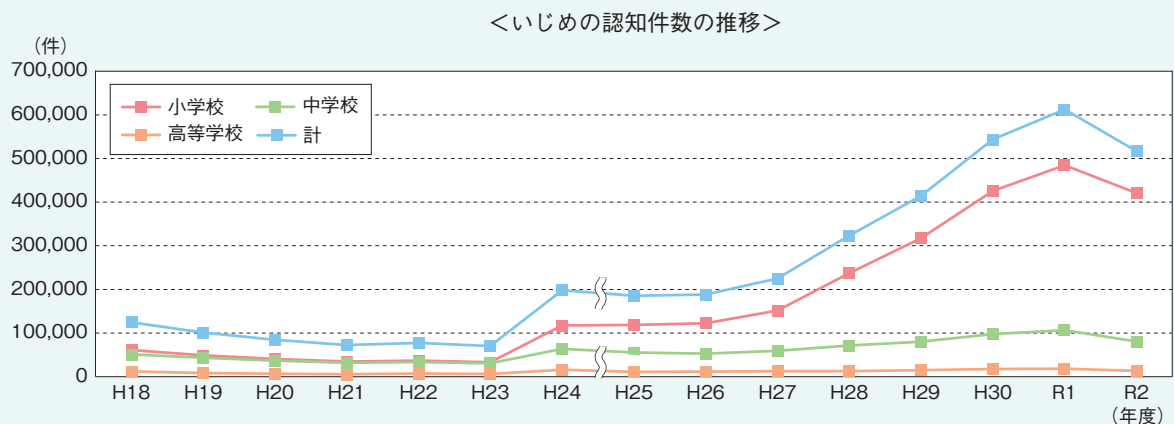
平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、大きな社会問題となりました。25年6月に法が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を策定しました。

文部科学省では、法や基本方針の策定を受け、教育委員会関係者や教職員に内容の周知を図り、いじめの防止等への取組を徹底するため、「いじめの問題に関する指導者養成研修」や「いじめの防止等のための普及啓発協議会」を開催しています。加えて、平成28年度においては、法施行後3年を経過したことを受け、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証を行いました。この検証の結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行うとともに、平成30年度においては、同協議会の議論を踏まえ、「いじめ対策に係る事例集」を作成しました。

また、令和2年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約51万7,000件、いじめを認知した学校数は約2万9,000校で学校総数に占める割合は約78.9%となっており、いじめの重大事態の件数は514件となっています(図表2-4-10)。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものですが、いじめの認知件数については、問題行動等調査における1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差が大きく、実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。このため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、いじめの積極的な認知を徹底するよう促しています。

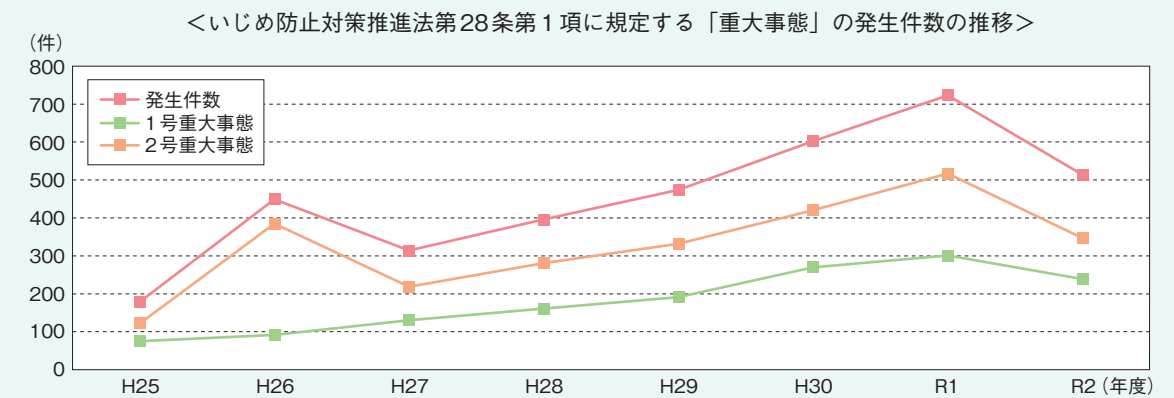
図表 2-4-10 いじめの認知（発生）件数の推移



	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817	768
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	
小学校	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	
中学校	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	
高等学校	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	
計	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	

(注1) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。
 (注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



	H25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
発生件数	179	449	314	396	474	602	723	514
1号重大事態	75	92	130	161	191	270	301	239
2号重大事態	122	385	219	281	332	420	517	347

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
 (注2) 同法第28条1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
 (注3) 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
 (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

①いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度より「いじめ対策・不登校支援等

総合推進事業」を実施し、地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています。

令和3年度においては、いじめの早期発見・早期対応のための専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等の取組に対して補助を行いました。

②いじめ防止対策協議会の開催

文部科学省では、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得た「いじめ防止対策協議会」を開催し、法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化を図っています。

令和3年度においては、学校や教育委員会等におけるいじめの重大事態調査における運用面や体制面の課題や方策等について議論を行いました。

③全国いじめ問題子供サミットの開催

いじめを未然に防止するためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことが効果的です。このため、子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進することを目的に、「全国いじめ問題子供サミット」を毎年度開催しています。

また、令和3年度においては、「コロナ禍の学校生活で、私たちが感じた想い」をテーマに開催し、全国45地域から138名の児童生徒がオンラインで参加しました。

④「ネットいじめ」への対応

近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です*¹⁰。また、改定後の基本方針に、インターネット上のいじめは、「刑法」上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことを盛り込みました。

文部科学省では、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールや電話・SNS等による教育相談体制の整備など都道府県・指定都市における取組への支援を行っており、令和3年度においても引き続き、支援に努めました。

(3) 不登校

令和2年度の全国の国公私立の小・中学校の不登校児童生徒数は約19万6,000人、高等学校は約4万3,000人と、依然として相当数に上っています（図表2-4-11）。

不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。

基本指針では、

*¹⁰ 参照：第2部第11章第1節

- ・全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すこと、
- ・いじめ、暴力行為等の問題行動を許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりについて推進すること、
- ・不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと、
- ・児童生徒が社会的に自立することを目指し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うこと

などを基本的な考え方とし、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めています。

令和元年10月には、基本指針等の趣旨の周知と個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するため、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け 初等中等教育局長通知）を发出しました。本通知においては、小・中・高等学校の不登校児童生徒が、教育支援センターや民間施設など学校外の機関で指導等を受けた場合や、自宅においてICT等を活用して学習を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとできることなどを含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理しています。

令和2年度からは、補助事業として「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施し、教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関や民間団体との連携体制を整備するなど、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図っています。

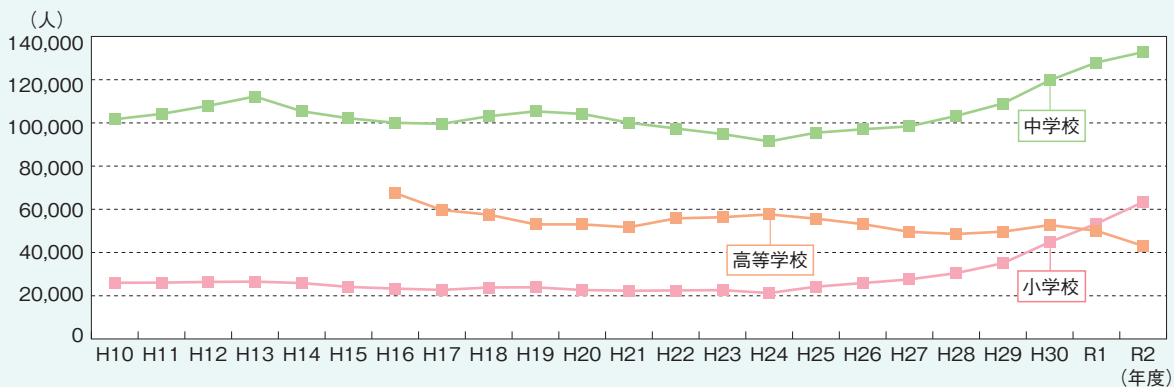
また、文部科学省では、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する必要があると認められる場合、指定を受けた学校（以下、「不登校特例校」という。）において特別の教育課程を編成することができることとしています。令和2年1月には、各自治体等における不登校特例校の設置に向けた検討が進むよう設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介する手引きを作成し、周知を行いました。不登校特例校は全国で21校開校しており（令和4年4月現在）、引き続き、更なる設置促進に取り組んでいきます。

また、令和3年1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」では、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを目指すとともに、現に不登校となっている児童生徒への具体的な支援策として、教育相談体制の充実や教育委員会・学校と民間団体等が連携した支援の充実、ICTを活用した教育機会の確保等について提言がなされました。

これらの提言や令和2年度に実施した「不登校児童生徒に対する実態調査」の結果等を踏まえ、令和3年9月から、不登校児童生徒への支援充実について検討するため、「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催しました。その中で、新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化、子供たちの教育の在り方や学び方への影響、GIGAスクール構想による一人一台端末などのICT環境の整備をはじめとするDX推進など、従来とは異なる状況が教育現場等を取り巻く中、不登校児童生徒への支援の在り方についても、これまでの施策を礎にしつつも、新たに付加すべき視点がないかを今一度検討し、優先的・重点的に実施すべき施策について整理しました。令和4年6月には報告書が取りまとめられ、今後重点的に実施すべき施策の方向性として、①課題の早期把握に向けた、全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施や一人一台端末等を活用した児童生徒の状況把握、②学校内の教室以外の場所を活用した個別の学習・相談支援の充実、③都道府県等による広域を対象とした不登校特例校の設置促進、④遠隔地の児童生徒や相談につながりにくい児童生徒へのICTを活用した学習・相談支援等を行う「不登校児童生徒支援センター（仮称）」の設置促進、

⑤フリースクール等民間団体との連携などが示されました。文部科学省としては、これらを踏まえ、引き続き不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

図表 2-4-11 不登校児童生徒数の推移



	年度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
小学校	不登校者数	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327
	割合 (%)	(0.34)	(0.35)	(0.36)	(0.36)	(0.36)	(0.33)	(0.32)	(0.32)	(0.33)	(0.34)	(0.32)	(0.32)
中学校	不登校者数	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105
	割合 (%)	(2.32)	(2.45)	(2.63)	(2.81)	(2.73)	(2.73)	(2.73)	(2.75)	(2.86)	(2.91)	(2.89)	(2.77)
小中合計	不登校者数	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432
	割合 (%)	(1.06)	(1.11)	(1.17)	(1.23)	(1.18)	(1.15)	(1.14)	(1.13)	(1.18)	(1.20)	(1.18)	(1.15)
高等学校	不登校者数							67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728
	割合 (%)							(1.82)	(1.66)	(1.65)	(1.56)	(1.58)	(1.55)

	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2
小学校	不登校者数	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	割合 (%)	(0.32)	(0.33)	(0.31)	(0.36)	(0.39)	(0.42)	(0.47)	(0.54)	(0.70)	(0.83)	(1.00)
中学校	不登校者数	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
	割合 (%)	(2.73)	(2.64)	(2.56)	(2.69)	(2.76)	(2.83)	(3.01)	(3.25)	(3.65)	(3.94)	(4.09)
小中合計	不登校者数	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	割合 (%)	(1.13)	(1.12)	(1.09)	(1.17)	(1.21)	(1.26)	(1.35)	(1.47)	(1.69)	(1.88)	(2.05)
高等学校	不登校者数	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051
	割合 (%)	(1.66)	(1.68)	(1.72)	(1.67)	(1.59)	(1.49)	(1.46)	(1.51)	(1.63)	(1.58)	(1.39)

(注1) 調査対象：国公立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含むを含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

(注3) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(4) 高等学校中途退学

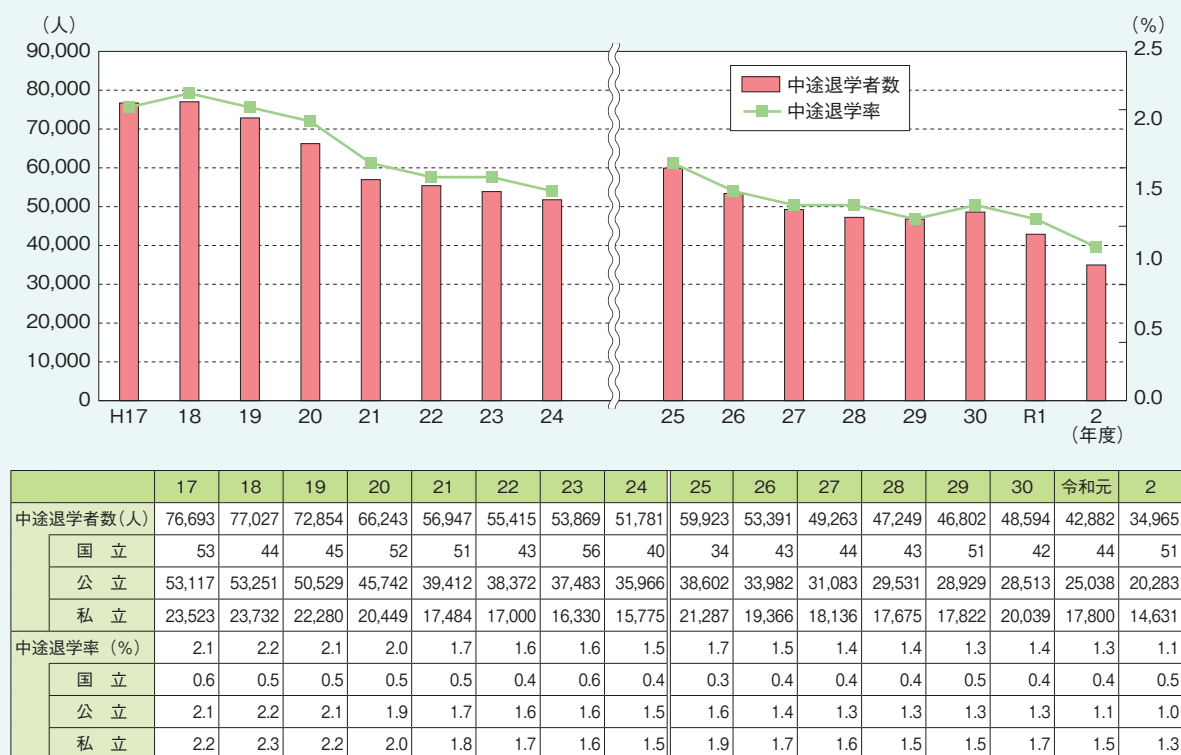
令和2年度の全国の国公私立の高等学校における中途退学者数は約3万5,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は1.1%となっています（図表2-4-12）。中途退学の原因としては、「進路変更」（43.1%）、「学校生活・学業不適応」（30.5%）などが挙げられます。

高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実や一層きめ細かな教育相談を実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

文部科学省では、教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進しているほか、中途退学者に対する学校段階からの切れ目のない支援のため、地域若者サポートステーション等の関係機関と学校との連携を促進しています。

また、平成29年度には、文部科学省において、全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等の実態把握を行いました。その結果、27年4月から29年3月までの2年度間に生徒の妊娠の事実を学校が把握した件数(2,098件)のうち、妊娠を理由に懲戒として退学の処分を行った事案は認められなかったものの、生徒又は保護者が引き続きの通学を希望していた等の事情があるにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が32件認められました。これを踏まえ、30年3月、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」(平成30年3月29日付け 初等中等教育局児童生徒課長・初等中等教育局健康教育・食育課長通知)を发出了。同通知では、生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきこと、その際、生徒に学業継続の意思がある場合は、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処を行わないという対応も十分考えられることなど、基本的な考え方を示しました。同通知の趣旨を徹底するよう、全国の生徒指導担当者を対象とした会議等において周知を図っています。

図表 2-4-12 高等学校における中途退学者及び中途退学率の推移



(注1) 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

(注2) 中途退学率は、在籍数に占める中途退学者数の割合。

(注3) 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(5) 自殺

厚生労働省・警察庁「令和3年中における自殺の状況」(令和4年3月)によると、令和3年中の小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は473人(前年499人)と、前年と比較して減少したものの、引き続き憂慮すべき状況にあります。

文部科学省では、命の大切さを学ぶ教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向などを考慮した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催しています。令和3年6月には、コロナ禍における児童生徒の自殺の原因や動機について有識者会議において分析したところ、家族内葛藤といった家庭環境の不和や、部活動や

行事等が中止や延期となったことによる達成感等を得る機会の喪失が指摘されました。さらに、今後必要な対応として、心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進や課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用、関係機関等の連携体制の構築が挙げられました。文部科学省としてもこの審議のまとめを踏まえながら、効果的な自殺予防に取り組んでいるところです。

また、児童生徒の自殺予防や、不幸にして自殺が起きたときの緊急対応に必要な学校・教職員向けの資料を作成し、各教育委員会や学校に配布してきました。平成26年度には、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成しました。令和3年度も引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、児童生徒の自殺対策について周知を図っています。

また、平成30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け 初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）を発出し、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めたほか、同年8月には、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知しました。

さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて学校における早期発見に向けた取組、保護者に対する家庭における見守りの促進、学校内外における集中的な見守り活動、ネットパトロールの強化を実施するよう、夏休み等の長期休業前にそれぞれ対応を求めたところです。

加えて、令和2年に制作した児童生徒向けの自殺予防啓発動画「君は君のままでいい」を引き続き、3年においてもYouTubeの文部科学省公式チャンネル及び広告において発信しました。また、夏休みなどの長期休業明けに文部科学大臣メッセージを発出し、児童生徒に対して困ったときに相談することの大切さを伝えるとともに、保護者や学校関係者に対して改めて見守りの重要性等について周知しました。

（6）ヤングケアラー^{*11}への支援について

家庭の問題として表面化しにくいヤングケアラーに対する支援を推進するため、厚生労働省及び文部科学省では、令和3年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策等、今後取り組むべき施策について取りまとめ、同年5月に公表しました。当該報告を踏まえ、文部科学省では厚生労働省と連携し、教育委員会や学校の教職員に対するヤングケアラーを理解するための研修の推進や、支援が必要なヤングケアラーを福祉等の外部の支援につなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカー等の配置支援等、必要な施策を推進しています。

2 教育相談体制の整備・充実

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、速やかに相談できるよう教育相談体制を整備することが重要です。

*11 ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供。

文部科学省では、平成27年12月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、平成29年1月に、今後の教育相談の在り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言した報告を公表しました。

さらに、平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、「学校教育法施行規則」の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、スクールカウンセラーは、「小学校における児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは、「小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と同規則（中学校、高等学校等にも準用）に職務内容を規定したところです（29年4月1日施行）。

また、学校等における教育相談体制を整備するために、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

令和3年度は全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置、質向上のためのスーパーバイザーの配置、教育支援センターの機能強化に向けた配置を行いました。令和4年度予算では、全公立小中学校に対するスクールカウンセラーの配置（2万7,500校）に加え、いじめ・不登校対策のための重点配置（2,000校）や虐待対策のための重点配置（1,500校）、貧困対策のための重点配置（1,900校）、教育支援センターの機能強化（250箇所）に必要な経費を計上するとともに、スーパーバイザーの配置（90人）に必要な経費を計上しています。

また、令和3年度は、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置や質向上のためのスーパーバイザーの配置を行いました。令和4年度予算では、全中学校区に対するスクールソーシャルワーカーの配置（1万中学校区）に加え、いじめ・不登校対策のための重点配置（2,000校）や虐待対策のための重点配置（2,000校）、貧困対策のための重点配置（2,900校）、教育支援センターの機能強化（250箇所）に必要な経費を計上するとともに、スーパーバイザーの配置（90人）に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。なお、平成28年度からは同ダイヤルが無料化され、電話番号が「0120-0-78310」に改められています。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめました。また、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、令和3年度からは、実施団体を全都道府県・政令市に拡充し、全国展開を図りました。

3 体罰の禁止

体罰は、「学校教育法」により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。

しかし、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。この事案や教育再生実行会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」を踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け 初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出しました。同通知では、懲戒と体罰の区別について、具体例を示して分かりやすく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。さらに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月9日付け初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出し、厳しい指導の名の下で、又は保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

平成24年度以降は、国公立学校における処分が行われた体罰の状況についてまとめた調査結果を毎年度公表し、体罰の実態を把握するとともに、その禁止の徹底に努めています。

また、令和3年度には、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、懲戒と体罰の区別、体罰防止に関する取組についての通知等の内容や、教育委員会における体罰防止等のための取組事例を周知しました。

部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年5月に、運動部活動の指導者が、指導に当たって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実を図られるよう「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導に係る運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

さらに、平成30年3月には、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年12月には、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、校長及び部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて改めて示しました。

文部科学省では、これらのガイドラインを各学校等に周知し、部活動の現場から体罰を根絶するよう努めています。

第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないかと指摘もなされてきました。

今後、人工知能をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面实施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成28年7月29日付け初等中等教育局長通知）を発出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

高等学校においては、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

さらに、文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にす教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和3年3月策定、令和4年3月改訂）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました*¹²。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」*¹³を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、令和3年8月に、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名で通知を発出しました（令和3年8月16日付け 初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知「ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知）」）。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省内では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における議論も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

*¹² 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1404244.htm

*¹³ 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

第11節 子供の健康と安全

学校は、子供の健やかな成長を目指して教育活動を行う場であり、子供の健康と安全を保つことは重要です。文部科学省では、学校における食育の推進、心と体の健康問題への対応、学校における子供の安全確保に向けて、様々な施策に取り組んでいます。

また、学校における食育の推進並びに安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、これまでも学校の教育活動全体として取り組むことが重要であるとされてきましたが、平成29年3月に公示された学習指導要領の総則においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、それ以外の各教科や総合的な学習の時間等においても適切に行うよう示しています。さらに、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、各分野における学校の全体計画等と関連づけながら効果的な指導を行うこととしています。

1 学校における食育、学校給食の推進

（1）学校における食育の推進

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において、栄養教諭が中核となって各教職員が連携・協力して食育を推進する体制を整備し、学校の教育活動全体を通じて体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。文部科学省では、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努めています。この他、各学校において、児童生徒の望ましい食習慣の形成等、食に関する指導の充実に資するため、指導の手引や食育教材等を作成しています。

（2）学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成30年5月現在、小学校では1万9,453校（全小学校の99.1%）、中学校では9,122校（全中学校の89.9%）が学校給食を実施しています。

図表 2-4-13 学校給食実施状況（国公立）

(国公立)
平成30年5月1日現在

区 分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小 学 校	学 校 数	19,635	19,350	98.5	51	0.3	52	0.3	19,453	99.1
	児 童 数	6,427,867	6,352,201	98.8	7,212	0.1	8,722	0.1	6,368,135	99.1
中 学 校	学 校 数	10,151	8,791	86.6	39	0.4	292	2.9	9,122	89.9
	生 徒 数	3,253,100	2,569,439	79.0	7,448	0.2	116,567	3.6	2,693,454	82.8
義務教育学校	学 校 数	82	82	100.0	0	0.0	0	0.0	82	100.0
	児 童・生 徒 数	34,679	33,076	95.4	0	0.0	0	0.0	33,076	95.4
中等教育学校 (前期課程)	学 校 数	52	28	53.8	0	0.0	5	9.6	33	63.5
	生 徒 数	16,277	8,266	50.8	0	0.0	1,720	10.6	9,986	61.4
特別支援学校	学 校 数	1,132	1,005	88.8	1	0.1	12	1.1	1,018	89.9
	幼 児・児 童・生 徒 数	143,379	125,188	87.3	40	0.0	832	0.6	126,060	87.9
夜間定時制 高等学校	学 校 数	565	297	52.6	86	15.2	1	0.2	384	68.0
	生 徒 数	76,461	18,816	24.6	3,384	4.4	16	0.0	22,216	29.1
計	学 校 数	31,617	29,553	93.5	177	0.6	362	1.1	30,092	95.2
	幼 児・児 童・生 徒 数	9,951,763	9,106,986	91.5	18,084	0.2	127,857	1.3	9,252,927	93.0

各学校では、学校給食の食材として地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。食育基本法に基づく「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月食育推進会議決定）では、令和7年度までに、学校給食における地場産物の活用割合（令和元年度から維持・向上した都道府県の割合）を90%以上、学校給食における国産食材の活用割合（令和元年度から維持・向上した都道府県の割合）を90%以上、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を月12回以上とすることを目指すこととされています。文部科学省では、栄養教諭を中心とした学校における食育の推進及び学校給食の普及充実を図るため「学校給食・食育総合推進事業」を実施しています。この他、学校給食におけるアレルギー対応の改善・充実のための資料として、「学校給食におけるアレルギー対応指針」を作成し、事故防止の徹底を図っています。また、不測の事態も含めて安定的に学校給食が実施されるよう、令和3年度に「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」を行い、学校給食用食材の取引について課題と解決策等を示した調査報告書を取りまとめました。

2 学校保健の充実

(1) 子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止等について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を文部科学省ウェブサイトに掲載し、その活用を促しています。また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣する事業の実施や、メンタルヘルスの問題、各種感染症、アレルギー疾患など学校だけでは解決することができない児童生徒の現代的な健康問題について地域検討委員会を設置し地域の医療機関等と連携して解決を図る事業を実施するなど様々な施策を講じています。そして、学校におけるアレルギー疾患の対応の充実を図るため、文部科学省補助事業として、公益財団法人日本学校保健会において、教職員や指導主事などを対象とする講習会を令和3年度は4か所で開催しており、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」などの普及啓発を一層推進しています。

さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成

30年度の設置率は97%と高い水準を実現しています。

(2) がん教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となって、「がん対策基本法」の下で政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われています。「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)では、がん教育に関する個別目標として、国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとされています。文部科学省では、同計画の達成に向けて、「がん教育推進のための教材」「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」等の指導資料の活用を促すとともに、各都道府県等が主体的に行うがん教育に関する取組に対して支援を行うことによって各地域におけるがん教育の充実に努めています。

(3) 薬物乱用防止教育の充実

令和3年中の大麻事犯の検挙人員については、全体の約7割を20歳代までが占めるなど、青少年による薬物乱用が深刻な問題となっています。文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等を指導しています。また、学校における効果的な指導方法や内容の検討等を行う都道府県教育委員会等に対する支援や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・周知等を通して、薬物乱用防止教育の充実に努めています。

3 学校安全の推進^{*14}

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に改正・施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、文部科学省は、24年度からの5年間を計画期間とする「第1次学校安全の推進に関する計画」、29年度からの5年間を計画期間とする第2次計画を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。また、令和4年3月25日に4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」^{*15}が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備^{*16}し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害^{*17}や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育

^{*14} 防災教育については参照：第2部第2章第1節

^{*15} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

^{*16} 学校施設整備については参照：第2部第12章第1節、第2部第13章第1節 2 (3)

^{*17} 青少年を有害情報から守るための取組については参照：第2部第11章第1節

や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成する際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）等の活用を促しています。また、令和3年6月に「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を作成し、地域や学校の実態に対応した実効性のある危機管理マニュアルの見直しを促しているところです。学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から27年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を28年3月に取りまとめ^{*18}、学校事故の未然防止、発生後の適切な対応を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の5月と熱中症救急搬送者数の多い6月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ウェブサイト等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

（3）地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダー^{*19}やスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、対策必要箇所を抽出しました。これらの箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

（4）実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成31年3月に、「第2次学校安全の推進に関する計画」や学習指導要領の改訂を踏まえて、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。

また、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール^{*20}等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例

^{*18} 参照：https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf

^{*19} スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者

^{*20} セーフティプロモーションスクール：地域の学校安全関係者や関係機関等と連携・協力し、学校安全計画の評価や評価の次年度計画への反映など、PDCAサイクルに基づく継続的な安全推進に取り組む学校を大阪教育大学が認証する取組

を参考にできるように、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト^{*21}を開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトに公開しています。

第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

1 教師の資質能力の向上

(1) 教師の養成・採用・研修の一体的な取組

我が国の未来を担う子供たちへの教育の充実には、教育の直接の担い手である教師の資質能力の向上が不可欠です。令和3年1月に中央教育審議会で行きまとめられた「令和の日本型学校」の構築を目指して（答申）¹においては、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教師の姿として、「学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す姿」や「子供の主体的な学びを支援する伴走者としての姿」が示されました。

令和3年3月には「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方²について中央教育審議会に包括的な諮問（図表2-4-14）³を行い、新しい時代の教師に求められる資質能力の再定義やそれを踏まえた教職課程の見直し、免許制度や研修の在り方などの議論が開始されました。このうち、「教員免許更新制の見直し」については、前期における包括的検証を踏まえ先行して結論を得ることを求め、令和3年11月には「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）⁴が行きまとめられました。

これを受け、第208回国会に、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」を提出し、令和4年5月に成立しました（図表2-4-15）⁵。

文部科学省においては、中央教育審議会における議論も踏まえながら、教師の資質能力の不断の向上に取り組んでいきます。

*21 参照：<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

図表 2-4-14 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問概要）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）
【概要】

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ**学校が運営**されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討**を行い、**必要な変革を実施**、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・ 「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・ 優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・ 強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・ ①を踏まえた教職課程の見直し
- ・ 学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・ 免許状の区分の在り方
- ・ 必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・ 多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・ 学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

- ・ 教師を支える環境整備
- ・ 教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

図表 2-4-15 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等（教育公務員特例法の一部改正）

①任命権者は、校長及び教員ごとに**研修等に関する記録を作成**しなければならない。

<記録の範囲>

- ・ 研修実施者^{※1}が実施する研修
- ・ 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・ 任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・ その他任命権者が必要と認めるもの

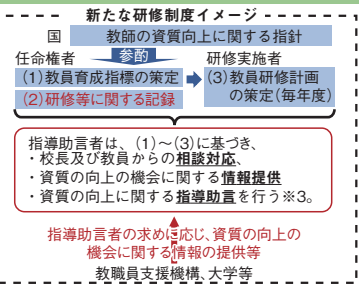
②指導助言者^{※2}は、校長及び教員に対し**資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。 ※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等（教育職員免許法の一部改正）

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他（教育職員免許法の一部改正）

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低年数について、当該年数に含めることができる勤務経歴の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、**修業年限を1年以上に弾力化する**。

施行期日

令和4年7月1日（1. の規定は令和5年4月1日）

①教師の養成における取組

教師の資質能力の向上において、教員免許状を得るための教職課程の在り方は大変重要です。文部科学省では、平成29年11月に教育職員免許法施行規則を改正し、小学校教諭に係る外国語（英語）、ICTを活用した指導法、特別支援教育等について必修化・内容の充実化を図りました。これを受け、30年度、特別支援学校教諭免許状の課程を除く全ての教職課程は、これらに対応する授業科目や専任教員などの体制を整えて、改めて文部科学大臣の認定を受けました*22。これにより、31年4月以降に入学した学生は、改正後の新しいカリキュラムを大学等で学び、教員免許状を取得することとなりました。

また、中央教育審議会における各教科に共通して習得すべきICT活用指導力を総論的に習得できるよう科目を新設する必要があるという提言を踏まえ、小中学校等の教員免許取得においては、令和4年度の入学者から、ICTを活用した教育の理論及び方法に関する科目を1単位以上必修化したところです。

②教師の採用における取組

文部科学省では、真に教師としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しています。都道府県教育委員会等では、学力試験の成績だけでなく、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験を適切に評価する特別の選考等を通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に関する資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別の選考などが実施されています。（図表2-4-16）。

図表 2-4-16 令和2年度実施公立学校教員採用選考実施方法等

（全68都道府県・指定都市等教育委員会）

①受験年齢制限の緩和状況

（単位：県市）

	制限なし	51～58歳	41～50歳	36～40歳	35歳以下
平成21年度実施	13	0	16	32	4
平成26年度実施	21	1	23	23	0
令和元年度実施	41	1	23	3	0
令和2年度実施	47	1	18	2	0

②特別の選考の実施状況

（単位：県市）

	英語の資格等	スポーツの技能や実績	芸術の技能や実績	国際貢献	民間企業等経験	教職経験	前年度試験での実績	複数免許状の所持	障害のある者
令和2年度実施	63	43	22	39	56	68	49	49	68

（出典）文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考調査の実施方法について」

優れた社会経験のある者を学校現場に迎え入れるための取組としては、上記の民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした社会人特別選考のほか、特別免許状*23の授与を受けて、教職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、特別免許状の授与を前提とした社会人選考も行われています。

*22 令和3年度における教職課程を有する大学等は、835大学。

（※大学に大学院、大学専攻科、教職特別課程を併設している場合、及び、短期大学に短期大学専攻科を併設している大学は1大学と計上。）

（教職課程数）合計1万8,766課程

（※幼稚園689課程、小学校486課程、中学校6,786課程、高等学校1万325課程、養護教諭247課程、栄養教諭233課程）

*23 授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。平成元年度から令和2年度までの累計授与件数は、1,942件。

さらに、幅広い経験を持ち、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が様々な形で学校教育に参加することも、学校教育の多様化・活性化を図るために極めて重要です。現在、教員免許状を取得していなくとも、各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度の活用が広がっており、令和2年度の活用件数は、全国で2万件程度となっています。

文部科学省では、オリンピック等国際大会に出場したアスリート、国際的なコンクールの参加者、博士号取得者など専門的な分野での実績を有する者や、特別非常勤講師制度を活用して兼業・副業等により勤務した者などをはじめ、多様な経験を有する者への特別免許状の活用がより一層進むよう、「特別免許状授与に係る教育職員検定等に関する指針」を令和3年5月に改訂し、特別免許状の授与に当たっての審査基準や手続について考え方を示しました。令和4年3月には当該指針の改定を踏まえた積極的な授与について、同年4月には教師不足への対応のための特別免許状等の積極的な活用について周知するなど都道府県教育委員会等による特別免許状の授与を促進しています。さらに、「学校教育における外部人材活用事業」において、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用して外部人材が学校現場へ参画する仕組みづくりの検討のための実証研究を行っています。

また、近年では、ALTやICT支援員、特別支援教育支援員等の教員免許状を持たない外部人材との協働も活発に行われています。

このほか、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、教師の採用に関する近年の課題への対応等に関する調査研究を実施しています。

③教師の研修における取組

教師には、その職責を遂行するため絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

教職員支援機構（NITS）（以下、「機構」という。）では、各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭・中堅教師・次世代リーダー・事務職員等に対する学校経営研修や、いじめ・道徳教育などの喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の講師や企画・立案などを担う指導者を養成するための研修等により、地域の中核となるリーダーを養成しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため「緊急事態宣言」が発出されたこと等を踏まえ、実施予定であった主催研修を「非集合型オンライン研修」により実施しました。

令和3年度以降においては、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方について検討し、確立することとしています。

また、職務多忙等の理由により職場を離れての研修参加が困難な状況にある教師等に対して、多様な研修機会の提供、及び各学校で実施する校内研修の更なる充実を目指して、オンライン研修を推進しています。具体的には、20分で各テーマの基礎理論又は理論的整理や考え方の提示を行う動画を、今日教育課題となっているテーマ（道徳科、特別支援、ネットいじめ、コーチング等）を中心に制作するとともに、「具体的な実践方法を学びたい」というニーズに応えるために、「実践力向上シリーズ」を新たに制作し、「校内研修シリーズ」と合わせて197タイトルを提供しています（令和3年度末現在）。新型コロナウイルス感染症の影響下において、「校内研修シリーズ」の再生回数は急増しており、広く教育関係者の校内研修等に活用されています。

また、機構では、全国の教育委員会等において策定された公立の小学校等の校長及び教師としての資質の向上に関する指標を収集し、地域別に整理したデータベースとして提供するとともに、教師の養成・採用・研修の改善を目的とした調査研究プロジェクトの成果報告書

や研究発表動画を提供する等、都道府県教育委員会等の研修企画を支援する取組も行っています。

これらに加えて都道府県教育委員会等においては、教師がその経験、能力、専門分野等に
応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、長期
社会体験研修、大学院等派遣研修等が行われています。

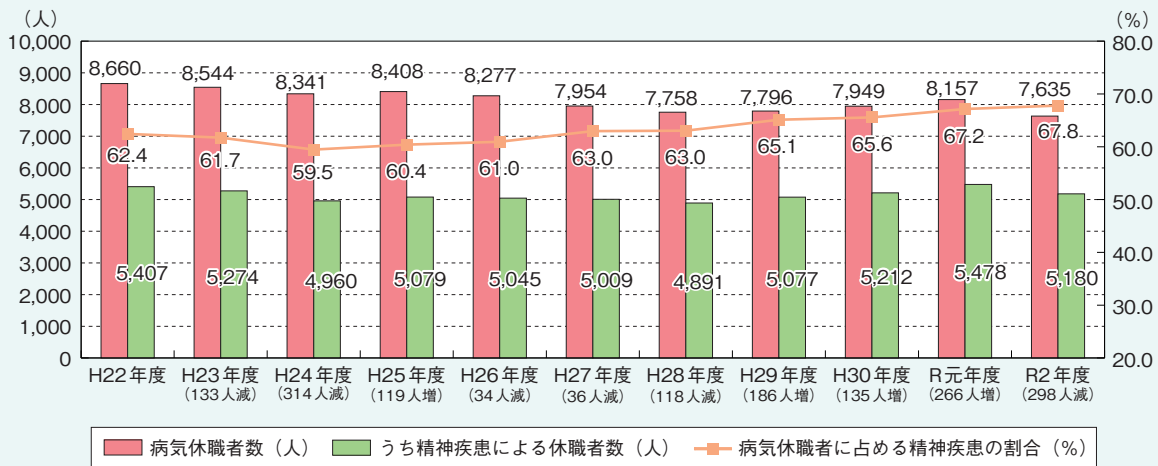
(2) 教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教職員と児童生徒との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、教職員
が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教職員の精
神疾患による病気休職者数は、令和2年度においては5,180人と依然、5千人を超える高い
水準であり、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが重要です（図表2-4-
17）。加えて、新型コロナウイルス感染症対応の業務により、精神的な緊張や心身の過度な
負担につながることも懸念されます。

文部科学省では、平成25年の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」の最終まとめや、
平成31年に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学
校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について
(答申)」等を踏まえ、各教育委員会に対して、学校における働き方改革の取組の推進ととも
に、メンタルヘルス対策の推進として、予防的な取組の推進、ストレスチェック等の取組の
推進、健康障害等に関する相談体制の整備等を求めています。また、外部からの過剰要求
等、学校で生じる様々なトラブルに適切に対応するため、令和2年度より教育委員会が弁護
士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行う経費が普通交付税措置されたところで
あり、学校・教育委員会と弁護士で共通理解を図っておくべき事項や対応事例等を盛り込ん
だ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き^{*24}」（令和4年3月改訂）を作成しま
した。

*24 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm

図表 2-4-17 公立学校教育職員の病気休職者数の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
在職者数 (A)	919,093	921,032	921,673	919,717	919,253	920,492	920,058	920,760	920,034	920,370	920,011
病気休職者数 (B)	8,660	8,544	8,341	8,408	8,277	7,954	7,758	7,796	7,949	8,157	7,635
うち精神疾患による休職者数 (C)	5,407	5,274	4,960	5,079	5,045	5,009	4,891	5,077	5,212	5,478	5,180
在職者比 (%)											
(B)/(A)	0.94	0.93	0.90	0.91	0.90	0.86	0.84	0.85	0.86	0.89	0.83
(C)/(A)	0.59	0.57	0.54	0.55	0.55	0.54	0.53	0.55	0.57	0.59	0.56
(C)/(B)	62.4	61.7	59.5	60.4	61.0	63.0	63.0	65.1	65.6	67.2	67.8

※年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対年度比の数を示す。
 ※「在職者数」は、当該年度の「学校基本統計」における公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（本務者）の合計。
 ※出典は、公立学校教職員の人事行政状況調査（平成22～令和2年度）

(3) 非違行為を行う教職員に対する厳正な対処

体罰や性犯罪・性暴力などの非違行為は、それ自体許されないものであるだけでなく、教職員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教職員の服務規律の一層の確保を促しています。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教職員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合、特別な支援を要する児童生徒に体罰を行った場合などについては、免職も含めて、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導しています。

また、令和2年度に性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた教員は200人となっており、児童生徒に対する性犯罪・性暴力を行い、懲戒処分を受けた教員は96人でした（うち免職91人、停職5人）。児童生徒に対する性暴力等については、教職員として絶対に許されないものであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、引き続き厳正な対応をするとともに、告発を遺漏なく行うよう各教育委員会に対し指導を徹底しています。さらに、児童生徒とSNS等による私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること、執務環境の見直しに

よる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的対応、教員や児童生徒を対象としたアンケートの実施などによる実態把握や効果的な研修の工夫など、児童生徒等に対する性暴力等の防止に向けた予防的な取組等を強化するよう各教育委員会に対し指導を行っています。また、教員採用権者におけるより適切な採用選考に資するよう、過去に児童生徒等への性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた教員について、「官報情報検索ツール」における懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長したほか、教育職員免許法施行規則を改正し、教員免許状の失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的理由等を官報公告事項として規定するなど、実効的な方策を講じてきているところです。(図表2-4-18)

さらに、令和3年5月、第204回国会において議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が衆参全会一致で成立し、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行されました。本法により、教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒等への性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒等への性暴力等を理由として禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職・解雇となって教員免許状が失効した者）に関するデータベースの整備、教員採用権者等による本データベースの活用義務、特定免許状失効者等に対しては、再び教員免許状を授与するのが適当であると認められる例外的な場合を除き、免許状は再授与しないこととする特例などの教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されました。

また、文部科学省においては、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を令和4年3月に策定しました。文部科学省においては、引き続き、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、本法に定められた施策の実施に全力を尽くしていきます。

図表 2-4-18 公立学校教育職員に係る懲戒処分等の状況について（令和2年度）

(単位：人)

処 分 事 由	① 懲戒処分		② 訓告等	合計 (①+②)		(参考) 最近10年間で最も多かった件数(年度)
	懲戒処分	前年度比		前年度比	前年度比	
交通事故	157	▲47	1,975	2,132	▲355	3,225 (H24年度)
争議行為	0	0	0	0	0	8 (H24年度)
体罰	104	▲38	289	393	▲157	3,953 (H25年度)
性犯罪・性暴力等	178	▲50	22	200	▲73	282 (H30年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	59	17	27	86	25	355 (H22年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	2	1	0	2	▲1	52 (H23年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	15	▲1	245	260	▲53	837 (H26年度)
パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るもの	12	5	41	53	26	53 (R2年度)
その他の服務違反等に係るもの	183	▲7	791	974	12	4,680 (H24年度)
合 計	710	▲120	3,390	4,100	▲576	10,828 (H24年度)

(注) 個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るものは、平成30年度から項目を設定。「性犯罪・性暴力等」は、令和元年度以前は「わいせつ行為等」。

(4) ハラスメントの防止措置

女性活躍推進法等の改正により、令和2年6月よりハラスメントの防止に関して必要な措置を講ずることが事業主である教育委員会に義務付けられました。文部科学省では各教育委員会に対して、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関して、防止措置を確実に実施するよう指導を行っています。

ます。また、パワーハラスメント等の行為が明らかになった場合には厳正に対処するとともに、服務規律を徹底するよう指導を行っています。(図表 2-4-19)

図表 2-4-19 ハラスメント防止措置の実施状況 (令和3年6月1日現在)

		都道府県 (47)						指定都市 (20)						市区町村等 (1744)					
		措置済み						措置済み						措置済み					
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合						
1	パワーハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1) 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,375	78.8%	1,110	63.6%				
			(2) 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,091	62.6%	990	56.8%				
			(3) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,292	74.1%	1,072	61.5%				
			(4) 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,273	73.0%	1,024	58.7%				
			(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,413	81.0%	983	56.4%				
			(6) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1,353	77.6%	936	53.7%				
			(7) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,343	77.0%	957	54.9%				
			(8) 再発防止に向けた措置を講じていること	45	95.7%	39	83.0%	20	100.0%	16	80.0%	1,232	70.6%	720	41.3%				
			(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,172	67.2%	983	56.4%				
			(10) 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,065	61.1%	924	53.0%				
			(11) 自らの雇用する労働者以外の者(他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	44	93.6%	39	83.0%	18	90.0%	15	75.0%	686	39.3%	457	26.2%				
			(12) 他の事業者の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	37	78.7%	28	59.6%	14	70.0%	11	55.0%	633	36.3%	356	20.4%				
			(13) 他の行政機関の職員からパワハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	41	87.2%	18	38.3%	18	90.0%	8	40.0%	647	37.1%	316	18.1%				
			(14) 他の行政機関から(13)の求めがあった場合における必要な協力の実施	41	87.2%	12	25.5%	19	95.0%	4	20.0%	732	42.0%	280	16.1%				
2	セクシュアルハラスメント	雇用管理上の措置義務	(15) 第三者による紛争解決援助	29	61.7%	26	55.3%	9	45.0%	7	35.0%	645	37.0%	432	24.8%				
			(16) 通知	47	100.0%	47	100.0%	18	90.0%	18	90.0%	1,463	83.9%	1,139	65.3%				
			(17) パンフレット、ポスター	27	57.4%	27	57.4%	11	55.0%	11	55.0%	517	29.6%	524	30.0%				
			(18) HP、庁内イントラネット	33	70.2%	33	70.2%	17	85.0%	17	85.0%	402	23.1%	416	23.9%				
			(19) 研修・講習	47	100.0%	47	100.0%	19	95.0%	19	95.0%	957	54.9%	904	51.8%				
			(20) その他	4	8.5%	4	8.5%	1	5.0%	1	5.0%	223	12.8%	203	11.6%				
			(1) セクハラの内容とセクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,393	79.9%	1,139	65.3%				
			(2) セクハラ行為者には、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,145	65.7%	1,027	58.9%				
			(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,341	76.9%	1,112	63.8%				
			(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実を生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するかが微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,279	73.3%	1,007	57.7%				
			(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	18	90.0%	1,415	81.1%	958	54.9%				
			(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	47	100.0%	42	89.4%	20	100.0%	18	90.0%	1,363	78.2%	913	52.4%				
			(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,361	78.0%	964	55.3%				
			(8) 再発防止に向けた措置を講じている	45	95.7%	39	83.0%	20	100.0%	15	75.0%	1,227	70.4%	725	41.6%				
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,194	68.5%	1,000	57.3%							
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,093	62.7%	939	53.8%							
(11) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業者が雇用する労働者、退職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	43	91.5%	38	80.9%	18	90.0%	15	75.0%	671	38.5%	481	27.6%							
(12) 他の行政機関の職員からセクハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	17	36.2%	18	90.0%	9	45.0%	663	38.0%	329	18.9%							
(13) 他の行政機関から(12)の求めがあった場合における必要な協力の実施	41	87.2%	10	21.3%	19	95.0%	4	20.0%	729	41.8%	277	15.9%							
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	雇用管理上の措置義務	(14) 第三者による紛争解決援助	27	57.4%	24	51.1%	9	45.0%	7	35.0%	647	37.1%	433	24.8%				
			(15) 通知	47	100.0%	47	100.0%	18	90.0%	18	90.0%	1,464	83.9%	1,139	65.3%				
			(16) パンフレット、ポスター	26	55.3%	26	55.3%	11	55.0%	11	55.0%	524	30.0%	524	30.0%				
			(17) HP、庁内イントラネット	33	70.2%	33	70.2%	17	85.0%	17	85.0%	416	23.9%	416	23.9%				
			(18) 研修・講習	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	954	54.7%	904	51.8%				
			(19) その他	4	8.5%	4	8.5%	1	5.0%	1	5.0%	203	11.6%	203	11.6%				
			(1) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあってはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,296	74.3%	1,025	58.8%				
			(2) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	44	93.6%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,059	60.7%	936	53.7%				
			(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,249	71.6%	1,004	57.6%				
			(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実を生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当するかが微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,202	68.9%	922	52.9%				
			(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1,372	78.7%	881	50.5%				
			(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1,318	75.6%	880	50.5%				
			(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	19	95.0%	1,301	74.6%	886	50.8%				
			(8) 再発防止に向けた措置を講じている	45	95.7%	37	78.7%	20	100.0%	15	75.0%	1,195	68.5%	690	39.6%				
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,132	64.9%	928	53.2%							
(10) 相談したこと、事実喚起の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	46	97.9%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1,031	59.1%	872	50.0%							
(11) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	43	91.5%	38	80.9%	20	100.0%	18	90.0%	1,025	58.8%	626	35.9%							
(12) 他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	18	38.3%	18	90.0%	9	45.0%	649	37.2%	318	18.2%							
(15) 他の行政機関から(14)の求めがあった場合における必要な協力の実施	40	85.1%	11	23.4%	19	95.0%	4	20.0%	711	40.8%	274	15.7%							
4	第三者による紛争解決援助	(15) 第三者による紛争解決援助	28	59.6%	25	53.2%	9	45.0%	7	35.0%	630	36.1%	414	23.7%					
		(16) 通知	46	97.9%	46	97.9%	18	90.0%	18	90.0%	1,421	81.5%	1,139	65.3%					
		(17) パンフレット、ポスター	28	59.6%	28	59.6%	11	55.0%	11	55.0%	498	28.6%	498	28.6%					
		(18) HP、庁内イントラネット	32	68.1%	32	68.1%	17	85.0%	17	85.0%	397	22.8%	397	22.8%					
		(19) 研修・講習	46	97.9%	46	97.9%	19	95.0%	19	95.0%	904	51.8%	854	49.8%					
		(20) その他	4	8.5%	4	8.5%	1	5.0%	1	5.0%	191	11.0%	191	11.0%					

*質問項目については、総務省「令和2年度地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する実態調査(令和3年3月)」を参考としている。

(5) 人事評価と優秀教職員表彰、指導が不適切な教員への対応

①人事評価に関する取組

人事評価については、組織的な取組、業務改善、地域との協働について評価するなど学校組織全体の総合力を向上させる工夫や、教職員自身による特長や課題の認識、面談等における管理職との認識共有を通じて人材育成に資する工夫を行うなど、一層の改善充実に努めることが重要です。

文部科学省では、これまでも、評価結果を人事、給与、優秀教職員表彰、当該教職員の資質能力の向上に必要な研修機会の付与等に活用するよう促してきました。現在も各教育委員会において、既に能力評価や業績評価等による人事評価が実施され、評価結果が適切に活用されています。文部科学省では、各教育委員会に対して、地方公務員法の趣旨にのっとり、教職員評価を活用した人事管理に一層努めるよう促しています。

②優秀教職員表彰に関する取組

優秀な教職員を表彰することは、当該教職員の意欲の向上と更なる活躍につながるとともに、教職員の模範となることを通して、他の教職員の意欲及び資質能力の向上に資するものであり、学校教育全体の活性化を図るための重要な取組の一つです。文部科学省においても、平成18年度から文部科学大臣優秀教職員表彰を実施し、教職員組織の表彰対象への追加や、教職員経験年数10年未満の教職員を対象とする若手教職員等奨励賞の新設、民間の団体等からの推薦と有識者による選考により授与する「社会に開かれた教育実践奨励賞」の新設など、累次の見直しを図ってきました。令和3年度には、全国の国公私立学校の現職の教職員から、812人の教職員（うち71人が若手教職員等奨励賞、3人が社会に開かれた教育実践奨励賞）と58の教職員組織（うち6が社会に開かれた教育実践奨励賞）が表彰されました。

③指導が不適切な教員への対応

教員の指導は、心身ともに発達段階にある児童生徒に大きな影響を及ぼすものであることから、指導が不適切な教員が児童生徒の指導に当たることがないようにしなければなりません。指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修等の実施に当たっては、人事評価の結果を活用するとともに、文部科学省が取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（平成20年2月8日）」などを踏まえて、公正かつ適正に実施するよう、引き続き各教育委員会に促していきます。

また、指導が不適切であるとの認定までには至らないものの、指導に課題があるとされた教員については、その資質能力の向上のための対策に取り組むほか、条件付採用制度を適切に運用するなどして、人事管理システムの公正かつ適正な運用に努めるよう、各教育委員会に促しています。

2 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

(1) 学級編制と教職員定数

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒数（学級編制）や教職員の配置（教職員定数）の「標準」を法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下、「義務標準法」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号））で定めています。公立の小・中学校の学級編制の標準は、令和4年度現在、小学校で1学級35人（経過措置として4年度は、小学校第4学年から第6学年は40人）、中学校で1学級40

人となっており、各都道府県教育委員会は、これを標準として学級編制の基準を設定し、各市（指定都市を除く。）町村教育委員会は、都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。また、指定都市教育委員会は、国が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能となっており、令和3年度は、65の都道府県・指定都市において国の学級編制の標準を下回る学級編制の取組が実施されています（図表2-4-20）。

図表 2-4-20 令和3年度において国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を実施する都道府県・指定都市の状況について

学年区分	編制人員 30人以下	31~34人	35人	36~39人	純計
小学校1学年	17	4			21
2学年	14	5			19
3学年	5	4	46	2	56
4学年	4	4	41	3	51
5学年	4	3	34	4	44
6学年	4	2	35	4	44
小学校純計	19	6	49	4	60
中学校1学年	5	4	50	3	62
2学年	2	3	34	2	41
3学年	3	3	32	3	41
中学校純計	6	5	51	5	62
小・中学校純計	19	8	57	7	65

※学級編制基準の弾力的運用について、小学校1・2学年において35人未満、小学校3学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
 ※同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
 ※「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
 ※上記の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

文部科学省では、少人数教育の推進、いじめ問題や特別支援教育の充実といった様々な教育上の課題に対応するため、これまで幾次にもわたって学級編制の標準や教職員定数の改善を重ねてきました。

平成29年3月には義務標準法を改正し、これまで加配定数で措置していた障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修等の定数の基礎定数化を実施し、発達障害や日本語に課題のある児童生徒に対するきめ細かな指導の充実や、教員の質の向上に必要な研修体制の充実を図っています。

また、令和3年3月に義務標準法を改正し、公立小学校の学級編制の標準を引き下げ、35人学級を計画的に整備することとしました。

令和4年度予算においては、この小学校35人学級の計画的な整備に加え、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や、教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革のため、小学校高学年における教科担任制の推進等に必要な教職員定数の改善4,690人を計上しています（図表2-4-21）。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）
～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

・教職員定数の改善 +98億円（+4,690人） ・教職員定数の自然減等 ▲147億円（▲6,912人）
 ・教職員配置の見直し ▲6億円（▲280人） ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
 ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

令和4年度予算額 1兆5,015億円
 (前年度予算額 1兆5,164億円)

小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

○ **小学校高学年における教科担任制の推進 +950人**
※小学校におけるITの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育

教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)
※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○ **学校における働き方改革や
 複雑化・困難化する教育課題への対応+180人（一部再掲）**

- ✓ 中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓ 学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等+30人（養護教諭・栄養教諭等）

小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究(別途計上)
 少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。
 <経済財政運営と改革の基本方針2021(抜粋)>
 小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する…(略)。

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

さらに、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するため、平成28年度から、有識者や意欲ある地方公共団体の協力を得つつ、教育政策の形成に関する実証研究を実施しています。

このほか、退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材が教員業務支援員として学校の教育活動に参画する取組を支援する「補習等のための指導員等派遣事業」において、「教員業務支援員」(1万650人)に加え、「学力向上を目的とした学校教育活動支援」の配置(1万1,000人)に係る予算を計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

(2) 義務教育費国庫負担制度

① 義務教育費国庫負担制度

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、「義務教育費国庫負担法」に基づき、義務教育に必要な経費の大半を占める教職員給与費について、原則、都道府県・指定都市が負担した実支出額の3分の1を負担しています(義務教育費国庫負担制度)。これによって、地方公共団体の財政状況にかかわらず、全国どの地域においても、教職員給与費を安定的に確保することが可能となっています。また、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の自由度を大幅に拡大した「総額裁量制」の下で、教員を増員して少人数学級を導入するなど地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育がより一層展開できるようになっています。

② 教員の給与

教員の給与は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(いわゆる「人材確保法」)によって、一般の公務員の給与より優遇

されています。昭和55年の時点では、教員の給与は、一般行政職の公務員の給与と月額で比較して7%以上優遇されていましたが、その後、この優位性は年々減少しています。文部科学省では、人材確保法の初心に立ち返り、教員の処遇を確保するとともに、令和4年度に教師の勤務実態調査を実施し、その結果等を踏まえ、教師に関する勤務環境について、いわゆる給特法などの法制的な枠組みを含め、検討してまいります。

(3) チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していくことが必要です。また、学校における働き方改革を進めるためにも、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務についても負担軽減を図ることが必要であり、多様な人材との連携を進め、この「チームとしての学校」を実現することも重要です。文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会に取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」等を踏まえ、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでいきます。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導体制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。平成29年4月にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を、令和3年8月には、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員を法令上に位置づけました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行うことで、配置を促進しています。

また、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めていきます。また、平成29年4月には、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

さらに、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでいきます。また、学校における働き方改革の推進にも「チームとしての学校」の実現は重要であるため、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでいきます。

第13節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う 幼児教育の振興

1 幼児期の教育活動・教育環境の充実

(1) 幼児教育の現状

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育を担う

幼稚園、保育所、認定こども園は我が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。令和3年5月1日現在、全国で9,418園の幼稚園があり、約109万人の幼児が在園しています。また、満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園については、令和3年5月1日現在、全国で6,269園があり、約80万人の乳幼児が在園しています。保育所については、令和3年4月1日現在、全国で2万3,896園があり、約200万人の乳幼児が在園しています。(図表2-4-22)

図表 2-4-22 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の園数及び園児数等

区分		幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所等
施設数		9,418	6,269	38,666
在園児数 (人)	計	1,008,815	796,882	2,742,071
	0歳児		28,923	146,361
	1歳児	—	88,189	958,974
	2歳児		105,146	
	3歳児	301,036	186,748	1,636,736
	4歳児	336,752	190,470	
	5歳児	371,027	197,406	
教員・保育教職員等数 (本務者)(人)		90,140	129,100	382,375

(出典) 文部科学省学校基本統計(令和3年5月1日時点)、厚生労働省調べ(令和3年4月1日時点、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等を含む)、社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)

(2) 幼児教育の質の向上

幼児教育の重要性にかんがみ、平成18年に改正された「教育基本法」においては、国や地方が幼児期の教育の振興に努めることが定められ、19年に改正された「学校教育法」においては、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることが明記されました。

全国的に一定の教育水準を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、国は「学校教育法」に基づいて幼稚園教育要領を定めています。子供の育ちの変化や社会の変化に対応して、おおむね10年ごとに見直し、平成29年3月に幼稚園教育要領が公示され、30年4月から実施されています。幼稚園教育要領では、5領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)のねらい及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において育みたい資質・能力(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」)と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するなどされました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針についても幼稚園教育要領との一層の整合性を図った上で、平成29年3月に公示されました。

また、文部科学省では、「幼稚園における学校評価ガイドライン(平成23年11月改訂)」を示し、幼稚園の特性に応じた学校評価を推進することによって幼稚園教育の質の向上を図っています。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートするなど、幼児教育分野に対する公的投資が大きくなってきており、同時にそれに見合うだけの質の高い教育を提供することが求められています。令和3年1月の中央教育審議会の「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」においても、幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいく必要がある

とされたところです。

文部科学省では、幼児教育実践の質向上総合プランとして、様々な事業を実施しています。令和3年度には、①地方公共団体における幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等により、公立や幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型の垣根を越えて一体的に幼児教育を推進する体制の充実・活用強化、②幼稚園教諭の専門性向上のための免許法認定講習等の開設支援を通じた免許上進の促進、③幼稚園教諭の人材確保のための各地域における先導的な取組の支援と有効な方法の検証・普及、④幼児教育の教育課題に対応した指導方法等の充実に関する調査研究を実施しました。

また、幼児教育の質の向上に向けた体制を整備するため、平成28年4月、中長期的な観点から幼児教育に関する基礎的な研究を行うとともに、政策形成に密接に関連した研究を中心に調査研究活動を行うための国の調査研究拠点として、国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置しました。同センターでは、①幼児教育に関する調査研究の推進、②研究ネットワークの構築、③研究成果の普及を3つの柱として、関係省庁との連携の下、幼児教育に関する国内の調査研究拠点としての役割を担っています。

さらに、教育環境の充実を図るため、幼稚園におけるICT環境整備や、預かり保育等を実施する私立幼稚園における施設の改修等への支援を行っています。

(3) 幼保小の架け橋プログラムの推進

令和3年5月、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての幼児に格差なく学びや生活の基盤を保障していくため、幼児教育スタートプランを発表しました。これを受けて幼児教育の質の向上と小学校との接続について専門的見地から議論するため、同年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置され、令和4年3月に取りまとめられた審議経過報告においては、今後の目指すべき方向性として、「幼保小の架け橋プログラム」の実施等が示されました。

この「幼保小の架け橋プログラム」は、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（いわゆる「架け橋期」）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

文部科学省では「幼保小の架け橋プログラム」について、令和4年度から、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしており、本プログラムの実施のため、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」及び「参考資料（初版）」を令和4年3月に公表しました。

2 幼児教育・保育の無償化の円滑かつ着実な実施

子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。また、20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つです。こうした背景を踏まえ、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

幼児教育・保育の無償化では、3歳から5歳までの子供について、子ども・子育て支援法における施設型給付を受ける幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化するとともに、施設型給付を受けない幼稚園等については、月額2.57万円（国立大学附属幼稚園については0.87万円、国立特別支援学校幼稚部については0.04万円）までを上限として無償化することとしています。

また、幼稚園等の預かり保育等を利用する子供については、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の教育課程に係る教育時間の利用に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で預かり保育等の利用料を無償化することとしています。

3 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度（以下この節において「新制度」という。）は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考え方の下、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を進めていくために創設され、平成27年4月に開始しました。

新制度は、従前の私立幼稚園に関する諸制度（私学助成等）と大きく異なる部分もあることから、私立幼稚園については、地域の実情や収支の見通し等を踏まえて、自由に新制度への移行を選択できることになっています。また、私立幼稚園が新制度に移行する際には、1. 幼稚園のまま移行するか、2. 保育機能を付加した認定こども園となって移行するかを選ぶこととなります。

令和3年4月1日時点で、全私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園（7,683園）中、55.3%（4,246園）が新制度に移行した園であり、令和4年度末までに移行する見込みと回答した幼稚園（295園）を含めると、令和4年度末までの移行率は59.1%（4,541園）です。

文部科学省では、内閣府等と連携しつつ、希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、幼稚園が有する懸案事項を踏まえ、移行に向けた環境を整えてきました。さらに、幼稚園等における預かり保育等に係る補助の充実や幼稚園のまま保育を必要とする0から2歳児を定期的に預かる仕組みを継続して実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、幼稚園は家に一人であることができない年齢の子供が利用していること等を踏まえ、居場所の確保に向けた取組を検討していただくよう周知を行いました。さらに、感染防止対策を理由として臨時休業とする場合であっても、施設型給付費等の減額措置は行わないこととしています。

(2) 令和4年度予算の内容と今後の対応方針

令和4年度予算において、子ども・子育て支援に関する「社会保障の充実」として、7,000億円を確保し、引き続き量的拡充・質の向上を実施することとしています。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月閣議決定）」を受け、関係府省において、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒して実施しました。

文部科学省では、今後とも、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧を受け止めながら、制度・運用の周知・改善に努めていきます。

第14節

障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

1 特別支援教育をめぐる現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するた

めに必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、「通級による指導^{*25}」においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮を含め、必要な支援を行う必要があります。

なお、特別支援学校の在籍者数（幼稚部・小学部・中学部・高等部）は約14.6万人（令和3年5月1日現在）、特別支援学級の在籍者数（小・中学校）は約32.6万人（令和3年5月1日現在）、通級による指導を受けている児童生徒数（小学校・中学校・高等学校）は約13.4万人（令和元年5月1日現在）となっています。

令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」^{*26}が取りまとめられ、今後の特別支援教育の方向性が改めて示されたところです。

本報告を踏まえ、令和3年度においては、障害のある子供の学びの場の充実に向けた「障害のある子供の教育支援の手引」の改訂、特別支援学校の設置に当たり必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」の策定、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向け、各関係者が取組むべき具体的な方向性を示した「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告」^{*27}の公表等に取り組んでいます。

2 多様な学びの場の整備

（1）特別支援教育に関する指導の充実

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場が提供されています。平成30年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されるなど、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう制度の整備を進めています。また、29年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領を公示し、1. 重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、2. 障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、3. キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等に関する記載を充実させました。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしています。また、平成30年8月には、学校教育法施行規則を一部改正し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校において通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療・福祉・保健・労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこと

^{*25} 通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

^{*26} 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html

^{*27} 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html

としています。

(2) 交流及び共同学習の充実

小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っています。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づき、「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、30年2月に交流及び共同学習の推進方策について提言を取りまとめました。提言を踏まえ、学校において交流及び共同学習を行う際の参考となるよう、31年3月には「交流及び共同学習ガイド」の改訂、令和2年11月には「交流及び共同学習オンラインフォーラム」の公開等を通じて好事例を展開し、各学校の適切な取組を促しています。また、4年4月には、「交流及び共同学習」の重要性を改めて示しつつ、各教育委員会において、適切な就学先決定が行われるよう「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」*²⁸(令和4年4月28日付け 初等中等教育局長通知)を通知しました。

(3) 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒にとっては、その障害の状態等によっては、一般に使用されている検定教科書が必ずしも適切ではない場合があり、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となります。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用(小学部は言語指導、中学部は言語)の教科書、知的障害者用の国語、算数(数学)及び音楽の教科書を作成しています。なお、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書(いわゆる「一般図書」)を教科書として使用することができます。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等*²⁹の普及を図っています。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、令和2年度から実施されている学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、平成30年に学校教育法等の改正等を行い、令和元年度より、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書*³⁰を使用することができることとなっています。

*²⁸「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(令和4年4月28日付け 初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

*²⁹教科用特定図書等：視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書(いわゆる「拡大教科書」)、検定教科書を点字により複製した図書(いわゆる「点字教科書」)、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの。

*³⁰学習者用デジタル教科書：紙の教科書の内容の全部(電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材

(4) 教師の専門性の確保

特別支援教育担当教員の養成は、現在、主として大学の特別支援教育関係の教職課程等において行われています。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員養成においても、平成29年11月の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を必修化したところです。31年4月から、中央教育審議会の審査に基づき、文部科学大臣の認定を受けた大学において新しい教職課程が始まっています。

また、教員の資質向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、教職員支援機構においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいます。さらに、都道府県等教育委員会においては、小学校等の教師等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいます。この他、放送大学において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されています。

令和3年5月1日現在、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は全体で86.5%となっており、全体として前年度と比べ1.6ポイント増加していますが、特別支援教育に関する教師の専門性の向上が一層求められている中で、専門の免許状の保有率の向上は喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上に向けて、採用、研修、配置等に当たっては免許状の保有状況を考慮することなどを要請しています。

4年3月には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」を公表し、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係の皆様に取り組んでいただきたい方向性を示しました。

(5) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要です。しかし、令和3年3月現在、特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約62%に達する一方で、就職者の割合は約31%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いています(図表2-4-23)。この背景には、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっていることなどが挙げられます。

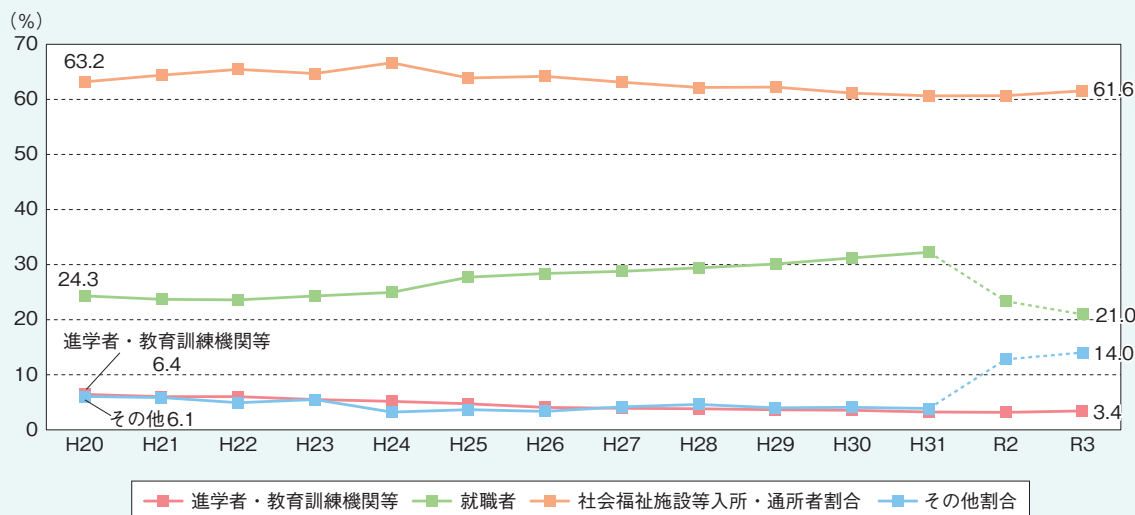
障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を行う必要があります。文部科学省では、厚生労働省と連携して、都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用したり、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ったりするといった取組の充実を促しています。

図表 2-4-23 特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況

(令和3年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	その他
計	21,846人	405人 (1.9%)	344人 (1.6%)	4,583人 (21.0%)	13,447人 (61.6%)	3,067人 (14.0%)

(学校基本統計より)



※令和2年度学校基本統計から、就職状況の区分が細かく分類され、就職者とは「自営業主等」、「無期雇用労働者」及び「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」と定義されている（雇用契約期間が一年に満たない者等は就職者に含まれず、上記表ではその他に分類している）。

(6) 国立特別支援教育総合研究所における取組

国立特別支援教育総合研究所は、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究を核として活動しています。各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、インターネットを通じて、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義の配信や特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信教育を実施しています。また、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報を提供するため、インターネットを活用し、発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センター」、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの構築に関する相談支援等を受ける「インクルーシブ教育システム推進センター」、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及び支援機器等教材活用に関する様々な情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」などにより情報発信を行っています。

さらに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより配信しています。さらに、我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国の動向を把握し、公表しています。

(7) 外部人材の積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の外部人材の登用も積極的に進めています。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置にかか

る経費の一部補助等を進めるほか、地方公共団体において、こうした外部人材の配置がより促進されるよう、令和3年8月に、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員を学校教育法施行規則上に位置づけました。

3 地域・学校における支援体制の整備—発達障害を含む障害のある子供たちへの支援

(1) 切れ目ない支援体制整備

令和3年1月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」において、特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要であることなどが示されました。文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進しています。

(2) 教育と福祉等の連携

発達障害をはじめ障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるようにするため、文部科学省と厚生労働省の連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト等を踏まえ、平成30年8月に、学校教育法施行規則の改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしました。また、文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターが連携してポータルサイトを開設し情報発信を行う等、教育・福祉等が連携した切れ目ない支援のための取組を行っています。さらに、厚生労働省では、教育・福祉の連携を強化し、障害のある子供とその家族の地域生活の向上を図るため、「家庭・教育・福祉連携推進事業」を令和元年度から実施しています。

なお、難聴児への支援については、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されています。

このため、文部科学省、厚生労働省の両省において連携を緊密に図りながら、難聴児への支援方策を実現するために、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、令和元年6月に報告を取りまとめました。報告では、文部科学省において、特別支援学校における聴覚障害児の早期支援等に取り組むこととしています。また、令和4年2月には、この報告に基づき、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するための指針となる「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成しました。

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導について教員の専門性の向上が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、令和2

年度より経験の浅い教員の専門性向上のための支援体制構築に関する研究を実施しています。

そして、令和3年度からは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方に関する研究も実施しています。また、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の実態と支援状況を把握するため、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施し、令和4年度冬頃に公表を予定しています。

そのほか、4年3月に文部科学省と厚生労働省の両省主催で「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」を動画配信により開催しました。

(4) 医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にあります。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に成立し、同年9月に施行されました。このような状況を踏まえ、文部科学省では、学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援しています。とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を医療的ケア看護職員とし、その職務内容について学校教育法施行規則に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援や研修に関する調査研究を行っています。

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制整備等の参考となるよう3年6月に、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施しています。

(5) 病気療養児に対する支援

医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す児童生徒、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために学校への通学が困難な児童生徒への対応など、病院や自宅等で療養中の病気療養児を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。こうした状況の下、病気療養児の教育機会を確保するとともに学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を進めています。

小・中学校段階については、平成30年9月に通知を発出し、受信側において児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せず、同時双方向型の授業配信を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとしました。

高等学校段階については、平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、一定の要件の下に行われる遠隔教育に加え、通信制課程に準じた特別の教育課程を編成すること（面接指導時間の減免のための遠隔教育・オンデマンド型の授業を含む）により単位認定をすることができる特例制度の創設等を行っています。このうち、メディアを利用して行う授業については、令和元年11月に通知を発出し、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、同時双方向型の授業配信を行う場合、受信

側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととしました。なお、その場合においても、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすることとしています。また、メディアを利用して行う授業については、単位修得数等の上限が定められていますが、令和2年4月の学校教育法施行規則の改正により、病気療養中等の生徒においては、教育機会を確保する観点から、上限を超える単位修得等を認めることとしたほか、令和3年2月に、単位算定に必要な対面時間数について弾力化しました。

そのほか、文部科学省では、病気療養児に対する教育機会の確保や支援体制を構築するため、平成28年度から30年度まで、小・中学校段階を対象とした「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を、令和元年度からは高等学校段階を対象とした「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」を実施しています。令和3年度は、ICTを活用した遠隔教育を進めるため、在籍校・病院・教育委員会等の関係機関が連携しながら、「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」を実施しています。

(6) 就学支援

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会では、障害のある児童生徒等の就学を支援するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学に関する特殊事情を考慮して、保護者等の経済的負担を軽減することを目的とし、保護者等の負担能力に応じて、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費等の特別支援学校等への就学に必要な経費の全部又は一部を負担しています。令和2年度からは、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の一層の利活用を推進するため、新たにオンライン学習に必要な通信費についても補助対象とし、令和3年度にはさらに補助対象者の拡充、補助上限額の引き上げを行いました。

第15節 地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり

1 教育委員会制度

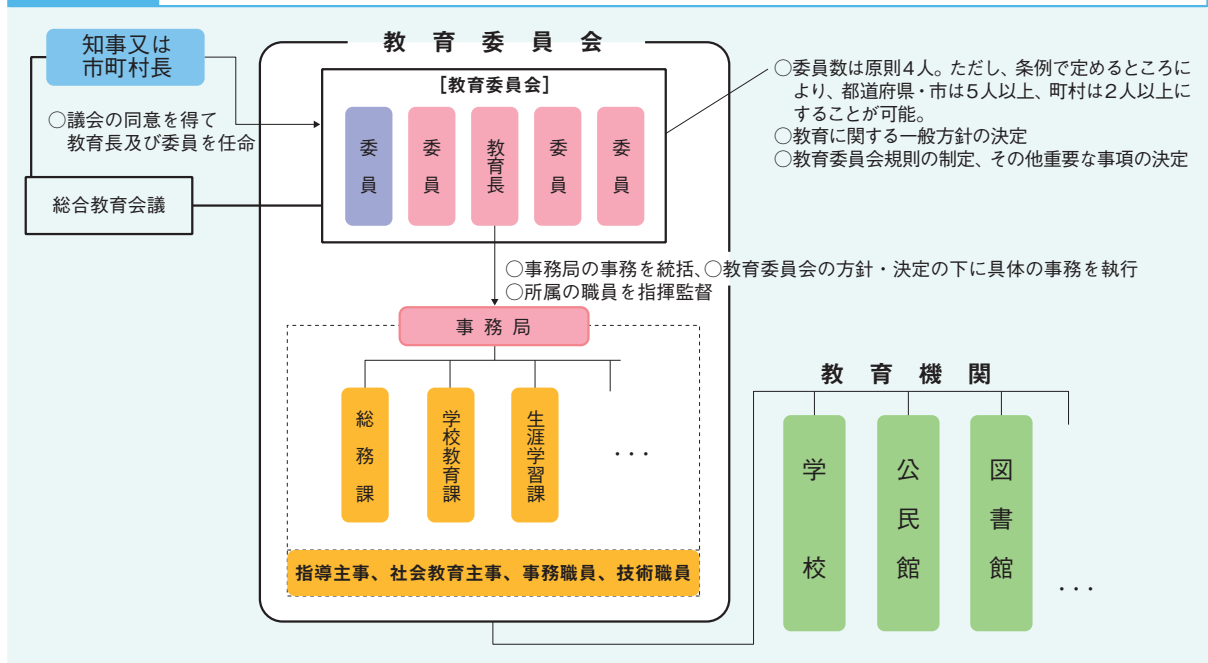
教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の多様な意向の反映を実現するため、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、全ての地方公共団体（都道府県及び市町村等）に置かれています。教育委員会は、教育行政の責任者として、教育委員会を代表し、かつ、事務局を指揮監督する教育長及び4人の委員の原則5人から組織されます。

また、大学や私立学校に関すること、予算の編成・執行や条例案の提出といった権限を有する地方公共団体の長も地域の教育行政に関して重要な役割を担っています。教育委員会と地方公共団体の長が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たるとともに、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公共団体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議を設けることとしているほか、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとしています（[図表 2-4-](#)

24)。

なお、文部科学省では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月中央教育審議会答申）において挙げられた学校運営に係る地方教育行政の在り方に係る検討事項その他当面する課題等を踏まえ、令和3年12月に調査研究協力者会議を立ち上げ、地方教育行政の充実改善に向けた検討を行っています。

図表 2-4-24 教育委員会の組織



2 地域と学校の連携・協働の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

第2部第3章第3節 3 (1) を参照。

(2) 地域と学校の連携・協働の現状

第2部第3章第3節 3 (2) を参照。

第16節 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そのため、文部科学省では「学校教育法施行規則」及び「義務教育施設費負担法施行令」に基づき、公立小・中学校の適正規模や適正配置について標準等を示しています（学校規模：12学級から18学級、通学距離：小学校4km以内、中学校6km以内）。

少子化の流れを受けて、この10年で公立小・中学校数はその1割に当たる約3,000校が減少するとともに、標準規模に満たない学校は、小学校で約4割、中学校で約5割存在しているのが現状です。今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されています。一方、統合が困難な地理的特性や地域コミュニティの核と

しての学校の重要性への配慮も求められています。

1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

文部科学省では、市区町村の様々な取組を総合的に支援する一環として、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合、休校とした学校を再開する場合のそれぞれの検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月27日に公表し、全国の都道府県に通知するとともに、文部科学省ウェブサイトで公表しました^{*31}。

各市区町村において、少子化に伴う学校の小規模化という課題に正面から向き合い、地域コミュニティの核となる魅力ある学校づくりが主体的に検討されることが期待されます。

2 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査の概要

文部科学省では、平成26年度から、全ての地方公共団体を対象に、学校統合による学校規模の適正化や、統合困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府県・市町村教育委員会における少子化に対応した取組の状況などについて調査^{*32}を行っています。

令和3年度の主な調査結果は以下のとおりです。

- ・学校規模に関する課題を認識している市町村は77%あり、そのうち84%の市町村が課題解消に向けた対策の検討に着手している。
- ・学校規模の適正化を図る上での課題や懸念に「よく当てはまる」として回答が多かったのは、保護者や地域住民との合意形成であった。
- ・小規模校のメリットを最大化させる取組として回答が多かったのは、地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施であり、デメリットを最小化させる取組として回答が多かったのは、異学年集団での共同学習や体験学習の計画的な実施であった。

3 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

文部科学省においては、統合による魅力ある学校づくりや統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するとともに、取組モデルを横展開するためのフォーラムを開催するなどして、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細かに支援していきます（[表 2-4-25](#)）。

*31 参照：

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf

*32 参照：https://www.mext.go.jp/content/20220311-mxt_syoto02-000020653_2-2.pdf

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援
統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）
学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援
当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

- 施設整備への補助
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助
◆ 公立学校施設整備費
令和4年度当初予算額：68,834百万円の内数（前年度当初予算額68,837百万円）の内数
令和3年度補正予算額：131,208百万円の内数
- 教員定数の加配
統合加配小学校：統合前1年～統合後5年
中学校：統合前1年～統合後2年
◆ 教員定数の加配措置 410人（460人）
義務教育学校を含む小中連携・一貫教育への支援（後掲）
- スクールバス等購入費補助
◆ へき地児童生徒援助費等補助金 2,297百万円（2,344百万円）うち、スクールバス等購入費 619百万円（597百万円）
- 学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

- 教員定数の加配
小規模校加配
◆ 教員定数の加配措置 75人（75人）
義務教育学校を含む小中連携・一貫教育への支援（後掲）
- 学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信

<休校している学校の再開支援>

- スクールバス等購入費補助【再掲】
- 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助
- ◆ 公立学校施設整備費【再掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進
- ◆ 学校を核とした地域力強化プラン 7,446百万円（7,338百万円）
- 義務教育学校を含む小中連携・一貫教育への支援
- ◆ 教員定数の加配措置 301人（201人）
- 廃校の有効活用への支援（注）金額は令和4年度当初予算額。（ ）内は前年度予算額。

第17節 夜間中学について

（1）夜間中学の現状

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、これらの生徒に対し、義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきました。30年ごろには、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少しました。しかし平成28年12月7日の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）成立後、令和2年に1校、令和3年に2校、令和4年に4校新設され、現在は15都道府県34市区に40校が設置されています。令和2年1月に文部科学省が実施した調査結果によると、1,729名の生徒が夜間中学に通っています。

（2）夜間中学の（潜在的）入学希望者

令和2年の「国勢調査」では、未就学者*³³は約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者*³⁴は約80.4万人いることが明らかとなっており、夜間中学には潜在的なニーズがあると考えられています。

このような中、文部科学省においては、平成27年7月に、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者について、夜間中学での受入れが可能であることを示しました。このこと

*³³ 小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

*³⁴ 小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

により、令和2年1月に文部科学省が実施した調査において、148名の入学希望既卒者が夜間中学に通っていることが明らかとなりました。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、必要な教育整備を図りつつ、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れも考えられる旨を令和元年10月に発出した通知に記載したところです。

また、令和元年12月に関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（改訂）において、夜間中学は「本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関」であり、「全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る」と明記されました。

このように、現在、夜間中学には、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

（3）夜間中学の設置・充実

平成28年12月7日に成立した「教育機会確保法」に基づき、文部科学省においては、29年3月に同法に基づく基本指針を策定しました。

また、平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画においては、「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る」と明記されました。

さらに、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。

これらのことを受け、文部科学省においては、夜間中学の設置・充実のため以下の取組を実施しました。

- ・夜間中学を新たに設置する際に都道府県立も含めた検討が進むよう義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫補助の対象に追加
- ・平成29年3月に公示した中学校学習指導要領の総則に指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記するとともに、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備
- ・これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、未設置の自治体において夜間中学を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を平成30年4月に取りまとめ、ウェブサイト公表
- ・夜間中学の設置・充実を通じた教育機会の確保に向け各地方公共団体において参考となるよう平成29年1月に作成した手引を、最新の動向や制度改正を含め夜間中学の設置に必要な情報を反映するため、30年7月に第2次改訂
- ・第3期教育振興基本計画の閣議決定を受けて、平成30年8月に各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう文書により依頼
- ・教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、平成30年11月に学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などを

メンバーとする協議会を開催

- ・子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定を受けて、令和2年1月に各都道府県等に夜間中学の設置の取組をより一層推進するよう文書により依頼
- ・新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等施策の検討のため、令和2年1月に「令和元年度夜間中学に関する実態調査」を実施
- ・令和2年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始

文部科学省においては、今後も、教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等に基づき各都道府県に少なくとも1校、また全ての指定都市において、夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における教育活動の充実や多様な生徒の受入れ拡大を図る取組を行っていきます。

第18節

幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

1 小学校就学前教育段階における経済的支援

(1) 小学校就学前教育段階における経済的支援

令和元年5月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、同年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されています^{*35}。

2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育段階では、国公立学校の授業料、教科書は無償となっていますが、これら以外にも学校生活を送るための多くの費用が必要となっています。例えば、平成30年度子供の学習費調査によると、学用品費などの学校教育費や給食費などは、それぞれ公立小学校で年間約11万円、公立中学校で年間約18万円です。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、学校教育法に基づき、市町村が、学用品の給与などの援助を行う就学援助制度があります。

援助の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。要保護者に係る所要の経費については国がその一部を補助し、準要保護者に係る所要の経費については、地方財政措置が講じられています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は、近年、約14%（6～7人に1人）の水準にあり、就学援助制度は重要なものとなっています。

平成29年度からは、小学校等についても「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給できるよう制度改正を行い、地方自治体に対して入学前支給の実施を促してきました。その結果、入学前支給の実施率は、28年度は小学校5.1%、中学校9.3%でしたが、令和3年7月の調査においては小学校83.7%、中学校85.1%まで拡大しました。また、要保護者への援助については、令和2年6月に「オンライン学習通信費」の費目新設を行ったほか、令和4年度は小学校の「新入学児童生徒学用品費等」などの単価を引き上げるなど、充実に努めています。

*35 参照：第2部第4章第13節

平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しにあっては、生活保護基準額が減額となる場合でも、就学援助に影響が及ばないように、これまで援助を受けていた要保護者等を引き続き国による補助対象としており、準要保護者に対する就学援助についても、できる限り影響が及ばないように対応するよう市町村に依頼しています。

また、平成29年度から令和3年度までの間実施した、「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の成果等を踏まえ、令和4年度から、私立小中学校等に通う児童生徒が在学中に家計急変した場合の支援の仕組みを拡充し、入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援することとしています。

3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

高校生等には、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）により支援しています。

就学支援金は、国公立を問わず、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が支給されています。令和2年度からは、私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準の年額39万6,000円まで大幅な引き上げを行っています。

また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援しており、令和3年度は第1子への給付額の増額やオンライン通信費相当額の増額により支援の充実を図っています。

このほか、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒への支援や、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す際に就学支援金の支給期間を超えた場合の支援や、保護者等の失職・倒産などの家計急変により収入が激減した場合の支援、在外教育施設の日本人高校生への支援等も行っています。